

第 3 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 17 日

平成21年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 1 年 9 月 1 7 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成21年9月17日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成21年9月17日 午後4時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 英 雄	6 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	金 城 英 幸	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	教 育 課 長	宮 村 英 美
	政 策 調 整 監 兼 総 務 ・ 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	野 崎 康
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆		
	産 業 振 興 課 長	宮 城 武		

平成21年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成21年9月17日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		議案説明について
7	認 定 第 1 号	平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
9	認 定 第 3 号	平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて
11	認 定 第 5 号	平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
15	認 定 第 9 号	平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成21年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成21年6月20日～平成21年9月16日まで

6月23日（火）	平成21年度沖縄全戦没者追悼式典（副議長出席）
6月26日（金）	自治会館開館式出席
6月27日（土）	第32回ヨットレース表彰式出席
6月28日（日）	第10回サバニ帆走レース出席
7月10日（金）	県産品キャンペーン出席
7月22日（水）	南部地区議長会総会（副議長出席）
7月23日（木）	南部離島町村長・議長連絡会議及び農林水産部行政懇談会（副議長出席）
7月31日（金）	議員全員協議会（午後1時30分）
8月11日（火）	正副議長研修会（副議長出席）
8月14日（金）	南部振興会表彰式及び祝賀会出席
9月12日（土）	慶留間校運動会（議員参加）
9月14日（月）	議員全員協議会（午前10時）

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

行 政 報 告

平成21年9月17日

平成21年	6月22日	沖縄総合事務局長就任挨拶
	23日	沖縄慰霊の日（平和祈念公園）
	24日	座間味老人クラブ総会
	25日	村職員互助会総会
	26日	自治会館開館式典
	〃	那覇署訪問（警察官応援要請）
	27日	座間味ヨットレース
	28日	サバニ帆漕レース
	30日	村育英会理事会
	〃	21・ざまみ株主総会

6月30日	漁協総会
7月 3日	離島フェア実行委員会
〃	県立病院の改革について
6日	南部市町村会定期総会
〃	南部振興会評議員会
8日	座間味村水難事故防止推進協議会
〃	座間味村少年の主張大会（挨拶）
〃	沖縄県ダム事務所長来訪
9日	沖縄総合事務局経済産業部長来訪
10日	県産品奨励月間要請行動一行来村
14日	ヨットレース協賛社訪問
16日	偕生園来村
〃	南部広域市町村圏事務幹事会研修会（挨拶）
21日	住民意見交換会（阿嘉センター）
22日	住民意見交換会（座間味センター）
23日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
〃	農林水産部と南部市町村との行政懇談会
24日	沖縄県町村会定期総会
〃	介護保険広域連合運営会議
〃	地域振興対策協議会定期総会
〃	国保連合会通常総会
27日	慶留間区総会
28日	船員組合来訪
31日	議会全員協議会
8月 4日	沖縄県薬務衛生課訪問
5日	6月ウマチー
11日	過疎地域振興協議会臨時総会
〃	離島振興協議会臨時総会
13日	法務局表敬
〃	読売新聞社取材
〃	沖縄防衛局来訪
14日	那覇市・南風原町環境施設組合表敬
〃	南部振興会表彰式・祝賀会
17日	水産土木建設技術センター表敬
〃	琉球ジャスコ来訪
18日	沖縄ウコン堂来訪
〃	金城幸善先生面談
19日	粟国村老人ホーム視察
21日	福山商事表敬
24日	大城憲幸南城市議来訪

8月24日	ユビキタス報告会
25日	安里政芳氏告別式
26日	久田沖縄県地域・離島統括監来訪
9月1日	辞令交付式
8日	平和協力センター・JICA来訪
〃	フォトウエーブ添畑氏来訪
9日	沖縄銀行高橋支店長来訪
〃	円応教慰霊祭
12日	慶留間校運動会

おはようございます。平成21年第3回座間味村議会議会定例会行政報告を行いと思います。これは第2回の座間味村議会定例会6月19日以降の主な事項について報告させていただきたいと思いますが、お手元にお配りしている資料の中から主だったものをかいつまんで報告させていただきたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城英雄議員及び6番 宮里祐司議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会期は、本日から18日までの2日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本会期は、本日から18日までの2日間と決定しました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

水源確保について伺います。ナカマタ川に砂防ダム整備計画の話があったが、その後の進捗状況について。ウタハ堰の下流側にダム建設の計画としてはどうかについて伺います。村長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの金城英雄議員の水源確保について。ナカマタ川砂防ダムの進捗状況とウタハ堰の下流に設計建設の計画をしてはどうかという質問にお答えいたします。

御質問の砂防ダムについては、以前に県事業で整備した大川堰同様、有利な補助制度での採択をお願いしているところであります。ウタハ堰の下流については県事業での採択基準に合致しませんので、ウタハ堰のしゅんせつを初め、貯水池の水源量の確保を図ってまいります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

今ちょっと最後のところが聞きづらかったので、もう一回お願いします。ウタハ堰の件。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ウタハ堰のほうのもう一度答弁をいたします。ウタハ堰の下流については、県事業での採択基準に合致しませんので、ウタハ堰のしゅんせつを初め、貯水池の水源量の確保を図ってまいります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

最初にナカマタの件について。その砂防ダムについては県にお願いして、県の事業でできることになるわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

前に阿真のウフガーラのほうの堰は県事業で、とにかく県の負担でつくっていただきました。それと同じ補助制度を活用できないかということで、ナカマタにつきましては1回調査が入っています。要するに採択基準が適合するかどうか。そういうことでは国との予算の調整になりますけれども、採択適合といえますか、あとは県はこれから国との調整と。森林総合整備計画等も含めて、県のほうで進めていくことになりますけれども、村からはぜひお願いしたいということでもあります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

ナカマタの砂防ダムについては、皆さん方の頑張りによって可能性があるということに解釈してよろしいですね。

それからウタハダムについてでございますが、先ほどの課長の話によりますとなかなか県や国の代行ではできないというような答弁ですよ。そうしますと阿嘉島はこれからあとに砂防ダムだとか、そういったものをつくれる場所が、条件が揃った場所がないわけですね。皆さんが御承知のように。大きな川は裏側にはたくさんあるわけですよ、2カ所ぐらい。あっちは下流には何も住宅とか、農地がないのでこういった砂防ダムは適用しないというようなことになるかと思いますが、このウタハダムにつきましては、以前からそういう陳情はしてはどうかという何十年前からも質問は出ていますが。一番阿嘉島であるいは村内で水の大量に確保のできる場所としてはウタハ以外にはないと私は見えていますね。そういうところに下のほうに堰をつくれば、あとは20メートル、30メートルぐらい、この間行って見たらそのほうに堰をつくれば十分な水が確保できるのではないかと、この間、視察して判断したわけでございますが、そうしますとこれは永久にこの阿嘉島では水不足が続くというようなことになるわけですが、その点については課長、再三お願いしてもだめなのか、そこら辺を国・県に陳情してみてもできないものかどうか、幸いにいたしまして今までの戦後何十年も何百年も続いてきた国の制度が変わろうとしていますので、その制度も変わるかもしれません。政権が変わるごとに。そういうところを十分にわきまえて村長一緒になって陳情してみてもどうか。それを村長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御提言に対しましては真摯に受けとめて、きのう新政権が発足したばかりだというニュースも見ておりますので、これからの状況をまずは確認しながら新たな制度設計が出てくるのか、その辺も含めまして前向きに取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

このウタハダムについては、そういう条件を満たしながらやってはどうかということを一一般質問をしながら、今度はダムの管理道路として何回も質問した。しかし、クボー林道を利用して、これにつないでウタハにおろそうという執行部側の計画でした。しかし、条件が揃わなくてできないということでストップしています。何か話によりますと予算もついていたというような話も伺っているわけですが、それについては本当のことですか、課長。そういう案もあったんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

以前に二度の計画があったようで、直接私は主管課長ではなかったものですから予算の件についてはちょっと把握しておりませんが、県のほうは林道がつくれる地形なのかどうか、これは実際に歩いて踏査、調査というんですけれども、それを行って記録も残っております。やはり将来的にはどうしても管理道路が必要だろうということで、事前に林業事務所のほうとは採択基準がどうか。それとあまり山を切って、大量の土砂が発生するような林道になるのか。その辺は事前に聞き取りをしております。そういうことで要するに急な坂道の林道ではなくて、あとはカーブ等も林道の設計指針内でおさまるということで、もちろん採択基準も満たしているということで、あとは地元の同意とか、そういうのをやる必要があるかと思っておりますけれども、一応つくれないかどうかということでは県のほうには出向いて、相談はしております。村としては、どうしても海から回り込むというのはいろいろと大変な重量物等の搬送ではできないわけですから、ほしいということで考えております。今、水道のビジョン等を含めて、地元と相談をしながら早い時期に林道の開設と阿嘉の意見を聞いて、それで判断をしたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

このウタハの道路については上から無理だということで、私は2回ぐらい海岸道路をやってはどうかとお願いをしたんですが、国定公園のほうに触れるということで景観が崩れるということでだめだということで返事が執行部のほうからありました。そうかということで私は引いたんですが、それができなければ村長、課長、幾らでもルートを変えてやる場所はあるんですよ。ありますよね、感じていないんですか。サーガーラの上、水源地の西側の斜面。そこと、ここにここからつくってダムに赤土が流れるおそれがあるんです。ウフ嶽の西側を通過して、ウシイガジュマルのほうに道をつくれれば地形的に平坦な道ができるんです。私はそう見えています。ですからそれは経費がかかることではあるんだが、林道も阿嘉は完了ということになっているようでございますが、しかし、これを何回もお願いしてそういう状況でありますのでお願いいたしますと押してだめでしたら、引いてみる。そういう心構えでもって今後当たってみて、ぜひあなたが任期中にその4年間でレールを引いてください。それについて一言お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。ただいまの御提言に関しましては、ウタハ堰を改良する。あるいは今回もしゅんせつをさせていただいておりますが、そういう意味では海岸から入っていくことは非常に珊瑚にダメージを与えることも想定されますし、管理をするという意味では道路の必要性は私としては重々感じております。財政の問題、あるいはいろいろな制度の問題、どういう制度の中で道をつくるのかということも含めて、あるいは現地の状況、いろいろなところ、いろいろな方面から勘案させていただきまして、できれば私も管理用道路はあったほうが良いと感じておりますので、主管課のほうには頑張ってもらって前向きにいろいろと勉強させていただいて、できるのかどうかというのを皆様に報告させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

この問題は田中政権のころから非常に計画して、再三問題になっているわけですが、田中政権から4代目の村長になるわけですね。ぜひあなたが村長を辞める年頃になるまでに、ぜひウタハダムを実現してまずは人のできないことをやってみてください。これを私は最後として質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

次に移ります。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

では一般質問2点ほど伺いたいと思います。

第1点目でございますけれども、財政健全化団体についてでございます。本村の財政は平成18年度の決算は破綻寸前のイエローカードに入っているが、現在はどうなっているのか。また、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの金城議員の御質問にお答えします。

この質問に関しましては、あしたになりますでしょうか。報告第5号にもありますとおり、平成20年度の決算に伴います健全化判断比率及び資金不足比率によりますと、本村においては実質公債費比率が27.4%となっております。早期健全化基準の25%を残念ながら上回っております。ただ、昨年度と比較いたしますと1.1ポイント改善しております。今後の比率、実質公債費比率の見込みに関しては改善していく方向に進んでおります。ただ、早期健全化団体となりますので外部監査委員を早急に選定しまして、その財政健全化に向けて、外部の専門家に財政に係る分析と、こういう状況に至った要因の特定などを受けまして今後の財政健全化への提言を受けまして、財政健全化計画を作成いたします。その後、早い時期に早期健全化基準以下となるよう努力してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

このイエローカードになった場合には、これだけの赤字の解消とか、そしてまた借金の返済等の健全計画をつくらないといけない。それにつきまして、本村はその計画というのは進められているわけですね。だからこれにおきまして現在27%ですけれどもあと何年ぐらいに25%に下がるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

現在、公債費負担適正化計画という計画のもとでこの実質公債費比率を下げたいということで頑張っておりますが、計画上はあと3年ぐらいで脱するだろうということなんですが、担当課としては2年以内に何とか解消したいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

こういった団体に入りますと、御存じだと思いますけれども簡単には公共料金の値上げとか、そしてまた公共事業の中断等もやらなければ上げることはできない。それにつきましては人件費の削減とか、いろいろと考えてくるわけですが、そういった計画的な中に例えば人件費の削減とか、こういったのも考えているのか。またお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

今、個別に何を削減しようとかいうものはまだ白紙の状態です。先ほど答弁しましたとおり、まず外部監査委員に細かくチェックしていただいて、何をどうしたら一番効果があるかというのをまずはお聞きしたいと考えております。ただ、今御質問がありましたとおり人件費の期限期間的なカットとかもあり得るかもしれません。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

非常に問題になるのは人件費の削減なんですが、よく御存じのようにうちの村は今沖縄県の市町村の中では一番低いラスパイレスですね。これを今回はさらに国の勧告を見てもと0.何パーセントを下げるというようなことがあるわけですね。こういった点についてはなるべくは手をつけないようお願いしたいものでございます。これをやはり普通の2年以内に持ってくるというのは非常に難しいものでございます。どうしてかという、やはり公共事業も同時に進めていかないと職員の給料でもっていいのかというようなことも言われるわけですから、こういったものは非常に補助率の高い公共事業を選んで一般財源の歳出を抑えるような方法をとってもらいたいと思います。これで健全化についての第1点目の一般質問は終わりたいと思います。

次は、2点目でございますが、平成20年度の繰越明許費についてでございます。地域活性化・生活対策臨時交付金事業として3月定例会で12項目の事業を繰り越したが、その進捗状況をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの地域活性化・生活対策臨時交付金を含めました12の項目の繰り越し事業についての進捗状況を御説明いたしますと、お手元に先ほど資料1をお配りしたと思います。A4の縦長のものです。これが地域活性化・生活対策臨時交付金の10事業の9月14日現在の進捗状況となっております。所管課が6つの

課で所管をしておりますので、私のほうでまとめて説明させていただきますが、事業費といたしましては6,235万6,000円、9月14日現在の契約済額が2,651万1,000円ということで進捗率は42.5%となっております。さらにこの資料にはございませんけれども、定額給付金事業がございますが、これにつきましては98.6%に当たります1,516万4,000円の支給が完了しております。世帯にいたしますと支給対象世帯が534のうち給付または申請済み525世帯、未給付が11世帯となっております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

私が今回このように繰越明許費の一般質問をやるのは、この交付金というのは例えば起債とか、このような絡みがないわけですね。県のヒアリングを受けるとか、こんなものではないわけですよ。この金というのは来ているわけですね。だから非常に事業の執行率も半値もなるわけですね。だからこれを見ても大変、今慶留間と阿嘉線のものでございますけれども、簡単にすぐできる仕事なんですけど、まだつかんではないけれども、そこに施工中と書かれていますね。だからこういったのは本当にやっているのか、やらないのか非常に私は不思議でたまらないわけですが、だから契約状況を見ても例えばスクールバスの購入というのは300万円のうちにこれだけというのは99.6%なんですよ。この契約状況は。それから健康増進のものが81.6%、村道の阿真の舗装というのが100%なんですよ。考えられますか、100%の請負をやるというのは、私は絶対考えられない話なんですよ。そこに今見たら活性化対策事業、これも100%なんですよ。混合ごみ処理も100%。それから村道の今言う阿嘉と慶留間の里においても99.3%、街灯が99.5%、これもなるべくはこんなのは本当に入札をやったのか随契なのか、随契でもあまりにも甚だしいですね。98%というのは工事の請負においては絶対考えられない話なんですよ。だからこんなものから浮かす方法とか、執行部はもうちょっと考えないと私はいけないと思うんですね。交付金というのは余ったものはどこに使ってもいいものですから、今たくさんあるものがあるわけですよ。今、雇用対策事業の中で140万円ほど余っているわけなんですけれども、こういったものにおいても、やはりいつか産業振興ですか、ニシ浜のうちのところの観光が非常に盛んになって、ニシ浜に行く道が大変なでこぼこがあって、みんなから苦情があるわけですね。観光で食べているところの島、そういった施設というのは皆さんは言わなくても私はわかっていると思うんですね。舗装というのは簡単にできるわけですよ。ただ、こんなものから持ってこないと金がないのではないですか。村のほうは。だから今から出てくる補正にも入っているかと私は思ったら、これも入っていないですね。だから余った140万円のうちから何とかできないのか、これも考えてもらいたいと思います。この1点は非常に重要な問題ですよ。だから今みたいに健康増進事業の中であるんですけれども、81.6%なんですけれども、これの完了予定というのは、上のほうに高齢者福祉のほうですけれども、平成21年度の1月31日にこれは終わって、まだ補正もやらないうちに終わることになる。平成22年の間違いではないかと思うんですけれども、こういったのはどんなものですかね。議会に出すときにはちゃんと校正してもらわないと困るんですよ。私はこれを見てびっくり。入札していないうちにだれが金を持ってきたのかなと思うんですね。だからこれを見てもうちょっと私は執行部は勉強してもらいたいと思います。それから一番重要なものは船舶のものでございますけれども、これはまだ発注していないのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

今、3業者に見積もり依頼等を今月いっぱいに行っております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この船の発注につきましては、例えば建造委員ですか、今までの経験者をした船のこういったものがないというようなそういった委員を設定する考えもありますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

委員の設定はしておりません。内部内の調整、あるいは専門の方々と話し合いをしながら仕様書をつくって、それで要請依頼をしているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては既製品ですか。それとも新しい造船所に行ってつくらせるんですか。既製品を買うのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

3者の会社見積書を依頼しております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。これにつきましても来年の2月、3月までにはできるというようなことがあるわけですが、今からやらないと絶対に間に合わないと思いますね。こういったものを早目にやってもらいたいこのように思います。お願いでございますけれども、村長に伺いますが、10番目の雇用対策事業の中で140万円余っているわけですね。この中からあちらの舗装というのはわずかでできると思うんですよ。これを何とかやってもらいたいと思いますが、村長の答弁をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質問にお答えいたします。この交付金事業に関しては、私はもう一度確認しないとはいけません。私が把握している中では国に申請をして、今回の交付金をいただいておりますが、その申請をした内容でなければ使えないと私は認識しております。ですので、この140万円余りから工事に持っていくというのは非常に厳しいことだと私は認識しておりますが、道路の舗装に関しましては既に担当の課長が現場を把握しておりますし、前向きに検討していきたいという話も聞いておりますので、こういった形で舗装ができるのか、どういう事業があるのか、その辺を今検討しているところでございます。今回の議会では提案させておりませんが、できれば財政のほうとも調整させていただきながら早いうちに舗装ができればと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今、ニシ浜の行く道というのは、あれの設計とかそういうものは何もいらぬですね。今みたいに事業の採択をやるというのも遅いわけなんです。だから業者に見せて何センチかやって網を張って、それからコンクリートを流すか、またはアスファルトをやるか、この2つでわずかにできるんですよ。だから今みたいに事業の採択とか、そういった問題とかはなかなか幅の少ない、そしてまた距離的なものにおいては事業の採択というのは絶対可能ではないわけですから、これにつきまして、また今からの補正があるんですけども、これから何とか取り組むようにお願いしたいと思います。以上これで終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

行政運営について。1. 衆議院議員の政権交代が民主党の圧勝で現実となりました。台風にも似た強い追い風は一日も早く不況を吹き飛ばしてほしいという国民の願いとした風でもあったかと私は思っております。この流れは沖縄でも変わらなかった。本土復帰前の1970年、約40年前ででしょうか、国政選挙に参加して以来、自由民主党は今回40年続いたんですけども、歴史的敗北を喫したと。自由民主党の衆議院議席がゼロとなり、失われたと。沖縄県民も長期政権に対してノーの結果だと私は思っております。今回の衆議院選を宮里村長はどのように受けとめられておられるか。大体同時ですので、向こう4カ年間、いわゆる民主政権のもとで村長のマニフェストを推し進めるためにどのような手法で行政を進めていかれるのかをまず具体的にお願いたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

宮里議員の御質問にお答えいたします。今回の衆議院議員選挙は宮里議員がおっしゃっておりますように民主党が300を超える議席を獲得し、圧勝という結果となりました。これはここ数年、聖域なき構造改革、あるいは年金問題、それから年越し派遣村等が象徴するような格差社会を防げなかったことや度重なる首相の交代による政治不信等への国民の審判の結果であったと考えております。本村においても村内の選挙結果を見れば同様なことがわかる状況でございました。既に先日ですが、きのう新政権は発足しまして民主党はいわゆる「脱官僚政治」を唱えております。そのマニフェストを見ても、一括交付金制度とか、あるいは子ども手当制度など各種制度設計が根本からこれまでと変わることが想定されると思っております。その中で私の選挙公約に関しましては、従来の各種補助制度、これまでの補助制度等に基づいてつくっている。あるいは考えてきた公約ではなくて、あくまでも私が考えておりますのは村民本位の公約でございます。また、私を今回の選挙で応援していただきました村議会議員の皆様にも選挙公約の内容は御理解いただいているところだと認識しております。各種制度設計が変わろうが、私はぶれることはありませんので、この機会に改めてお約束をさせていただきたいと思っております。

さて、私は就任して3カ月を過ぎましたが、これまでは現状把握を中心に職務を行ってまいりました。今議会を契機に私の各種公約を実現すべく、これまで以上に職務に邁進していく所存でございます。まずその第一段といたしまして、今回議案として提案させていただいております役場組織の活性化を図るため、組織の再編成に関する議案を提案させていただいております。新たな組織で村民が住み心地のいい村を実現するために頑張っていきたいと思っておりますので、これまで同様、村議会議員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

どうもありがとうございます。宮里哲マニフェスト。いわゆる選挙中、5項目取り上げましたよね。その中で安心・安全で生活できる村にするためにまず筆頭に生活用水の安定確保と挙げましたね。それから生活道の整備、それから水源ごみのリサイクルなどさまざまなごみの減量とまだまだありますけれども、そこで水問題に入りますけれども、村では慢性的な水不足によりまして現在、時間制限給水を余儀なくされている状況にあります。それ御案内のとおりです。宮里村長の掲げたマニフェストからは、ほど遠い厳しい状況が続いておりますけれども、8年連続同じことを繰り返している行政ははっきり言って恥ずかしいというほかならないと思っておりますよ。そこで衆議院選の話になりますけれども、衆議院選の前に下地幹郎さんが御来村の際に言われたことは、座間味村は当面、水問題に緊急的に取り組む必要があると。水問題は観光産業に他の産業に大きな影響を及ぼすと言われました。まさしくその通りで役場も執行部も議会も議員もそのことを緊急的にともに進めていかなければならないと私は考えております。そのことについてちょっとお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今回の渇水に関しましては、本当に村民の皆様いろいろな御迷惑、御不便をおかけしていることに対して深くおわびしたいと思っております。ここ数年の渇水というもの本村の水がめの問題、それからそれに対して需要と供給のバランスがなかなか合っていないというのは私も認識させていただいております。長期的な水問題に対するビジョン、あるいは今すぐやらなければいけないことというのは分けて考えなければいけないと思っております。後でまた出ることになるかと思いますが、短期的には今いろいろ関係する県のほうでやったり、いろいろな方策を考えているところでございますし、また長期的なことに関しましては10月から予定をしております新たな組織の再編の中でしっかりとした方向性を今年度中に決めさせていただいて、次年度からどのように動くかということもあわせて考えていきたいと考えております。ですので、長期的なビジョンに関しましては今すぐ私が答えることはできませんが、3月の議会あたりでは皆様に方向性をお知らせすることができるのではないかと考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

民主・社民・国民新党の3党の連立が実現しましたよね、きのう。そして、9月16日よりスタートしました。県出身の下地幹郎衆議院議員は国民新党の政審会長兼国対委員長の選任されております。これが決定されました。国家戦略というんですか、それが設置されるみたいですが、下地氏はその国家戦略局の本部の一員として位置づけられております。それは新聞報道されておりますね。今後、亀井静香大臣とともに戦略局の兼務することでさまざまな問題に意見を述べるができるようでございます。村長は今後の政治折衝におきまして大船に乗った気持ちになるのではないかと思いますけれども、ひとつ一言よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今回の選挙に関しましては座間味村は沖縄第一選挙区ということで私たちの選挙区か

らは下地幹郎さんが当選されたのは私ももちろん承知しております。選挙前からいろいろと応援もしてきて、座間味村の現状も把握していただいていることは私は非常に心強いことだと考えております。これからは機会をつくってももちろん下地幹郎議員だけではございませんが、沖縄県出身の国会議員、あるいはもちろん県議会議員も含めまして、いろいろな方々と相談をしながらあるいはもちろん県の執行部も含めてですが、座間味村の水を含めたいろいろな諸問題に取り組んでいきたいと思っておりますし、協力の要請もこれからずっとしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

普通、私があえて下地さんの話をしたのは身近にあるからです。小選挙区の我々の代表でしょう。それを言っているわけです。身近に代議士がいらっしゃるじゃないかと。ということをお願いして、これも利用と言ったらおかしいんですけども、お願いしたらどうかということをお訴えるためなんです。普通、行政を進めていく場合には通常は順序がありますよね。どういう順序ですか。県・国、そうして上げるんでしょう。これが普通の事務方、事務的な手続なんですけれども、この例えば水道事業が水資源確保の事業が高額でしかも難易度の高い事業だったら、やはり何と言っても国に上げないといけないでしょう。そのときには私はいわゆるケースバイケース。さっきから気になったのはホップステップジャンプですけども、ケースバイケースでいいのではないかと思っております。そのことを下地代議士も難しいのはちょっと持ってきていいよと言っております。これは二、三日前の話ですよ。だからそのように今後は水問題、私は可能だと思えますよ。それと水問題はまず村長は何をさておいてもいい。これだけ4カ年やれば安泰ですよ。そういうところでひとつ今後、水問題に対して一本にしぼって行政を進めてもらいたいと思っております。もちろん同時進行でほかの事業もそうですよ。重点的に我々議会も一緒になってやりますので、一極集中でありますので、ひとつよろしく願います。一応その旨については終わります。

座間味村阿佐線について。質問要旨を読み上げます。本路線は平成20年度まで実施されましたが、平成21年、平成20年度は中止になっております。県の担当課によりましてこれまで正式な話し合いもない。3月に前村長 仲村三雄が来庁したきりで、これまで一度の会議も持たれたことがないとのこと。県の職員の話です。今の状況では平成23年度においてもおぼつかない。実施も懸念されますけれども、これまでの経過と見通しについて具体的に説明をしてください。なお、お願いしました起点座間味側からンビリまでの図面と潰れ地補償の資料を今提出してください。願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

資料につきまして、今担当に指示しておりますので後で差し上げます。申しわけございません。座間味阿佐線の質問についてお答えします。本路線は財政事情等によりただいま一時中断しております。事業再開については平成23年度をめどに県との事務調整及び現地調査を行っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、私が今質問しているのはこれまで県の道路管理課というんですか、そこで協議会を持ったことがありますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

県との協議は行っておりませんが、県の担当職員とうちの担当が打ち合わせ等はしております。それで平成23年度をめどにということで話はしております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、あなたたちは行っていませんよ。ただ、今言う電話で連絡しあったかもしれませんが、一般質問が出たものだから、あわててやっておりますけれども、今の担当課の体制では平成23年度も危惧されます。実際、担当はどの程度まで、いわゆるコンサルタントの話し合いもあると思いますけれども、私は今のやり方では平成23年度まではできないと思いますよ。これは今道路問題というのは費用対効果の問題とか、B/C（ビーバイシー）の問題も出ておりますから、これはちょっと難しいですよ。それに変わるような話がありますか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今の道路が10メートルですので、その計画としましてはンビリから阿佐のところまで歩道なしで車道7メートルの道路を約1キロですけれども、それを県にも話は担当課も私も行って、道路企画課ですか、何度か見に来ていますので、そのついでに話もやったり、工法とかそういうのも担当には話はしております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これもやはりこういったものは絶えず県の窓口と課長はお茶飲みに行ってもいいんじゃないですか。いわゆる村長は出張命令出しますよ。絶えずに行って、下水道もそうですよ。下水道も担当課長が何回も行って座間味の下水道は突貫も農排も漁排も実現したんですから、もう少し県にも行って村長、出張させてくださいよ、こういったことは。答弁してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そうですね、こういう新たな事業、あるいは非常に重要な事業に関しましてはお互いのコミュニケーションは非常に重要だと思いますので、ぜひ担当課の職員にも県に出張に行ってもらい、あるいは県からも来てもらって現状把握、それからこれからの将来的な話をできるような環境を私はつくっていききたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長には、これは大事なことなんです。村長は頻繁に出張ばかりしますけれども、課長たちも月2度ぐらいは予算をつくって、昔は行革で県庁もお茶も出さない。こちらからも行かないということだったんですけれども、今はそうではないんですよ。小泉改革も終わりますから、ひとつその辺は金使っていいですよ。

職員が旅費は幾らかかりますか、大したことないですよ。一担当課長が使っても30万円ぐらいですよ。それでも使っていないと思いますよ。だからもう少し出してもいいですよ。まずは課長が動かないと頭が動かないとだめなんですよ。担当が頑張っても頭が動かないと回らないですよ。そういうことを徹底的にあなたは職員指導ということをよくいいますけれども、そのようにやってくださいよ。そして研修にも行かせて、ヒアリングも会議も行かせてこういったことがないように、これはもうやがて2カ年、3カ年もなりますよ。それから担当課長、B/C（ビーバイシー）の話も出ましたけれども、道路構造令と言うのがありますよね。これに基づかなくてもいいんですけども、今現在はあなたたちが進めているのはバイパスルートですか。それをやっているんですかね。確認ですけども。バイパスルートで進めているんですか、それともどういう構造令で案として、案は持っていますよね。今から行くというんだから、案がないと行けないですよ。どういう話をしていますか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

今の路線をなるべく山を削らないで7メートルということで、橋げたはなしで、交付金事業で、県と調整していますのでできるだけ今の既設進路はそんなに山は削らないで方法で考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

だから私が言うでしょう。現道路を改築するためには山は削らないと言いましたよね、だから高架橋をかける。これはバイパスルートいうんです。そういった形でやるんですかといったけれども、ここはあまりわかっていないみたいですけども、とにかく現場に合ったやり方でいいんじゃないですか。車線が1.5メートルでも、それなりのあれが曲がってくると思いますよ。あの排水も、それなりの費用ができれば少なくともそういったものをやるような方法で考えていただきたいとと思いますよ。いろいろ難しいことも言いませんけれども、とにかく早くテーブルについて、県にも行って、向こうの作業班長は言いましたよ。座間味の村長は前に来たけれども、担当の課長は来たことがないですよ。仲村班長ですよ、はっきりいいました。電話で聞いてくださいよ。もしうそだったら。そのように言っていますから、今後はみんなで進めるようにしてください。そうでなければ議員もいますので、あれを再開するためには議員、我々もこぞって一緒になって、陳情に行きますよ。そういうことも考えておりますので、ひとつこの件はぜひよろしくお願いします。

それから最後に今の点は終わります。村有地の不法占有について。これはもうこれで何回目でしょうか。5度目ですか、4度目ですか。この件について私は読まないですよ、これは。総務課長、答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

御質問の村有地の不法占有についてですが、確かにこれは以前からと言いますけれども、平成16年9月定例会に最初に質問をして、今回で5度目になるかと思えます。御指摘のあります村有地につきましては、現在、その使用者に使用届を出させておまして、賃貸ではありません。使用届です。使用許可を村のほうで出して、使用料の支払いをさせております。このことによって不法に占有しているという状態はとりあえず回避をしました。ただ、今般このような措置を取ったんですけども、宮里議員からは何度も指摘をされながらこれまで長期間にわたって、村としてその処理方針、方法を決定することができなかったことに関しては深くおわびを申し上げたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

総務課長、ちょっと休憩…。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

今、普通財産の使用許可について伺いと、これは村長決裁は回っていますよね。この決裁は今つくったんじゃないの。疑いますよ。そして、もう少し勉強してくださいよ。法律は第96条とか、いろいろとあるんですよ。財産管理については、使用料取れないんですよ。取れますか、普通は。何もあれもしないですぐ取れると思いますか。ここに書いてありますね、そのことは米印で。当該村有地は長年不法占有されてきたにもかかわらず対策を講じていないことは行政側に責任があると。当然ですよ。これはあなたたちが行政が悪いですよ。また、営業施設であることから撤去時期については一定猶予与える意味から云々、ここに書いてありますけれども、これは仲村村長、こいつが悪いんですよ。前村長が。あなたではないですよ。そういう密着があったかかわからないけれども、癒着があったか知らないけれども、そういうことが私は紙面にさせますよ。新聞社は来ていますかね。お願いします。しかも、これは村を代表する方々のこれは行政が悪いんですよ。書いていますね、あなた。自分の行政費用、対策を講じないことは行政側の責任があると、非があると書いていますよ。もっと勉強してください。後で使用料を払うとか何とか言っていますけれども、これは取れない。あるんですよ、土地関係、財産関係のものに。ちゃんと契約しないと取れないんですよ。いいですか、これは前議員の議長がそういうことを口々に言っておりましたよ。それであなたたちは勉強していないから教えましょうね。村有地の不法占用については、これは財産管理事務法96条です。書いてくださいよ。法96条公有財産は常に良好に管理され、最も効率的に運用されているから公有財産の取得理由、用途、取得価格、手続については不当のものはないかどうか。当然、公有財産で未使用のまま放置してあるものは、あるいは不法占拠されているものはないかどうかということがこれはありますよね。これを見たら皆さんはこれは勉強不足ですよ。これはあなた3筆ですよ。座間味には2つ、阿真に1つと、そういうことですからひとつこれでは通らないですよ。私はこれには納得しませんよ。何の効力もないですよ。しかも、ある人が使っている人があと10年してください。もう村は請求できなくなりますよ。時効になりますよ。もう6年になってますよ、7年ぐらい、時効前ですよ。もうこれから裁判を起こしても、何を起こしても消滅です。村はそれを管理しなくてもいいと。使用者にあげますよということになりますよ。あと3カ年間で時効になりますよ。いいことを聞いたという人もいるはずだけでも。どうですか、村長。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今のお話でございますが、私も就任させていただきまして、3カ月ちょっとでございます。この3カ月間で、この話に関しましてはいろいろと主管課と調整をさせていただいたところでございます、今取れ

る最善の対策を取らされていたつもりでございます。この起案文の中にもありますとおり、これまでの行政側の対応のまずさがあったというのはもちろん認めますし、これを契機にいろいろとまかの土地に関しましてもいろいろと勉強させていただきながら対応をさせていただきたいと思っております。ぜひ、今回はこういう形で対応させていただいておりますが、期限を区切ってこの土地から撤退といえますか、使用しないということも話をさせていただいておりますし、これからそういうことで話を進めていきたいと考えております。その辺、大変お怒りもごもっともではございますが、宮里議員、ぜひ私たちの考えにも御理解をいただきたいとお願しておきます。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

村長、すかしているんですか。冗談ではないよ。あなたのマニフェストにもありますよね、最後のほうに、5項目の中にも。公営住宅が若者の定着、定住を図るということで、今、若者の公営住宅をつくろうとしているでしょう、あなたは。全くあなたの政策は今逆行していますよ、今の話は。というのはこの阿真地区の宅地面積は345平米ですよ。345と言ったら幾らですか。3.3で割ったら幾らですか。100坪余りでしょう。大きい面積ですよ。100坪に那覇であったら9万円ぐらいですよ。たっぷりありますよ。アパート4階建て建てますよ。これを勝手に簡単に通して開いているからと。今、あなたのマニフェストの中にも住宅が不足だと。若い者をどんどん呼んでという政策しながらこれは話にならないですよ。だからということではなくて、これは一日も早く撤去してもらいたい。それに今なんですか、これを見ると、使用許可願いなんて8月3日にされていますよね。名前は省略しますが、下記のとおり使用許可お願いたします。物件、阿真何番地。花粉類の育苗。車置き場、倉庫。冗談じゃないですよ。倉庫、車置き場、花木の苗木の置き場、とんでもない話ですよ、これはすぐ撤去させてください。さっきの村長の話はこれは許可できません。納得しません。もし理解できなければ12月定例会にもやりますので。こういうところはあなたも同じような立場になっていればだめですよ。とにかく撤去です。以上です。答えてください。総務課長、答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

宮里議員の質問にお答えいたします。まず今回の質問の始まりといえますか、最初の平成16年の9月からこういう御指摘をされていたということ。それに対しまして、今年度の早い時期まで、今度の最初の時期まで行政側の不手際もございまして、ちゃんとした義務手続が行われなかったこと。大変申しわけなく、深くおわびをしたいと思います。先ほど、総務企画課長からも説明がございましたとおり、この件に関しましては使用許可ということで使用をしていただいている状況ですが、これに関しましては来年の今年度末の3月31日までの使用期限ということで設定をさせていただいております。その日を境にその土地に関しましては、ちゃんと元の土地に戻して私たちのほうに返していただけるというふうな形の事務手続になっております。それ以降に関しましても、これを関係する法令、あるいは条例等に照らし合わせながら適切な

土地の管理、あるいは運用を行っていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いたします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは村長の話は了解しましたけれども、ただ相手方、これはあれですか。はっきり言っていいですか。議場にいらっしゃいますよね。いいですか。プライベートの話になりますけれども、ちょっと休憩してもらえますか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長の話は了解しました。ただ私は議長、あなたに注文つけたいんですよ。7カ年もあなたの人事の問題でやっつていながら、どういうあれで気持ちでやっていますか。真剣味がないんだよね。ちまたのうわさはみんなこうですよ。しかも、あなたの兄貴もそうでしょう。あと1件はありますけれども、そういうことでけしからんですよ。7カ年ですよ。あなたは指導する立場であるし、我々の代表でもあるんですよ。こういうことを新聞に載ってくださいよ。あなたは辞めざるを得ないですよ。私はこの議会で不信任を突きつけようと思っているんですけども、それは諮らないといけないけれども。不信任に値するんですよ、あなたは。そういうことで休憩とってもいいから、もう一回、再度本人から兄貴はいませんけれども、議長の立場から、コメントしてください。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ただいまのは議事録は残っていないんですけども、村長、これはもう本当に村も対応する。しかも村を代表する。しかも議長のお兄さんもそうですよ。そういう方々が、部落民がどんなに今うわさしていますから、厳重に3月まであなた、確実に全部撤去ですよ。そこは一切、建物も撤去ですよ。3月31日には我々議員、全部行きますから、撤去しているかどうか、向こうもそうですよ。コンクリートを引いていますから、あれも畑に戻すと。あれは村有地ですから。以上です。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

3点、村の防災対策についてであります。本村は、台風時には毎年来ていますからその防災管理体制は整っていると思うんですが、地震及び津波に対しての防災管理対策の現状をお伺いたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの中村議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。御存じのように地震及び津波に対しての村としての防災管理といいますと、座間味村地域防災計画というのがございまして、その中の第2章第3節でこの地震や津波に対しての対策を講じることということでうたわれてはおります。これまでは平成13年の8月と平成19年の9月に津波を想定した避難訓練を実施をしておりますけれども、もちろんまだまだ十分とは言えないという状況にあります。今後、もう一度この地域防災計画を再度見つめ直して、この計画に沿った対策を講じていかなければならないと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

地域防災計画は私が持っている資料で、これが最新ですか。これは平成17年の3月議会で、今の議長の秀保議員が同じ項目事項を質問してやっていますが、これは確かに地震とかのいろいろないいことを書かれています。避難ルートとか。私が指摘したとき、これの避難場所は各公民館、小中学校3校ですね、それはいわゆる平地にありますから、津波には対応していないのではないかとということで質問したら、早速、早目に状況を見て高台で何メートルの津波に対応できるかの避難場所、避難ルートを考えるということで言っていたんですが、これはできているんでしょうかね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

今、御指摘のありました件については計画はまだ見直しておりません。大変申しわけございません。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

もう4年になりますね。早速やりますと言って全然できていないわけでありまして、先月の8月24日の新報に防災マップが14市町村が未作成ということで、これが全部離島で座間味村もあると。座間味村の理由は予算面では厳しい。そんなに膨大なお金がかかるものでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。確かに村は財政状況は非常に厳しいわけですが、ハーザードマップ、防災マップの作成というのは緊急を要しますし、やはり優先順位の高いところにあると思いますのでその策定に向け

ては準備を進めます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

観光でいわゆる島の地形も知らない方々が大勢来ますので、いわゆる簡単にA3ぐらいのラミネートして、各民宿とか、観光関係に携わっている方、商工会とタイアップしてそういう避難経路とか、早くいう避難場所の設定をしていただきたい。平成8年か9年大体これぐらいですね。もう10年超えますが、いわゆる県とタイアップして防災の日9月1日に全村的にやっていますよね。あれから10年、その避難の覚えている人も大分少ないと思うんですよ。今の中学3年生でもほとんどわからないはずですから、いわゆる大がかりではなくてもいいですから、いわゆる大がかりではなくてもいいですから仮想でもいいですから、シミュレーション的なものでやってもらいたい。私が提案しているマップと、いわゆるラミネート版で簡易版でもいいです。それを観光事業者に配るという方法は大丈夫でしょうか。やってくれますかね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

これについては進めてまいります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

沖縄地域は地震が少ないということが世間で言われていますが、意外と周辺で活断層もありますし、先月、先島で地震があって津波注意報も2回同じ日に出ているわけでありまして、また、地球の裏で起こった大きい地震にしても津波が来るわけでありまして、チリ地震があれば沖縄の木部では犠牲者も出たぐらいの大きい地震が来ているわけです。確かに毎年来る台風とは違っていつ来るかわからないんですが、私たちが生きている間に来ないとも限らないんですが、やはり子や孫、次の時代に担う人たちのためにも今の時代でそういう足固めをして、基本的な、これに新たに追加できるような、非常にいいことを書いています。追加するのは追加して防災に強い座間味村ということでやってもらいたいと思います。一言、台風時のいわゆる防災無線からの台風情報等を非常にああいったのはいいシステムです。ああいうのを活用して、これも地震、津波の対策にしてもらいたいと思います。この件は以上にしまして、2番目ですね。阿嘉～慶留間線のアカムティ側護岸の石積みが、数カ所崩れておりますが、その旨、担当が現場を把握しているかどうか。今後、予想される台風に対して、特に調査はされているかどうか伺いたいします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの中村議員の阿嘉～慶留間河川の護岸のことについて。現場に行ってみまして、現地を調査し、確認をしております。どういう工法で行けるか、早い時期に対策を講じていきたいと思います。その後はコンクリートで埋めてやっているところは大丈夫ですので、そういう工法等により、早い時期に対策をやっていきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

この場所は以前、決壊した場所に比べたらいわゆる大きい波が打たないところですね。いわゆる阿嘉に近い側で。多分これは潮の流れというか、流れの強さで持っていかれたのではないかと思います。多分、大きく衝撃にある波は土地の地形上は来ないように思いますが、こういったものも私らが台風が起きているときはこっちから見に行けませんので、そのときにちょっと阿嘉の橋側からどうにか波が打っているかどうか、もし大きい台風が来たときには確認ができるのではないかとと思うんですが、写真にもありますようにコンクリートで抱いているところはほとんど崩れていないです。だから、これは地元の業者でもできるはずですから、そのように那覇から呼ぶ必要もない。だから傷が浅いうちに早く直して、もしこちらが崩れて道が決壊したら、こっちはいわゆる前と違って仮設道路をつくれないうちになりますから、早目に手当てをして、いろいろ調査して予算が計上できるのなら早目に、幸い今年台風があまり来ていないんですが、その計画的なものはどうなっていますか、伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの質問ですが、今年の当初予算に計上しましたが、財政上が厳しいということで、担当から聞いています。財政担当と相談して補正、また来年、新年度予算でやっていきたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。やはりさっきも言いましたように傷は浅いうちに早く直したほうが費用も安くなると思えますので、広がらないうちに早目に対策をお願いいたします。

続きまして3番目ですね。阿嘉港ターミナルについてであります。阿嘉港旅客待合所の売店スペースが有効に機能していないとか、活用されていないと思うんですが、これも平成17年、10年前にも同じ質問をしたんですが、何回か21・ざまみがお土産店らしいものやっていたんですが、これは2年前になくなって、今のアイスクリーム屋さんだけがやっているんですが、もっといい活用方法はないのか伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの阿嘉港の中の売店の活用ということで、夏場ですか、21・ざまみがやっていました。アイスクリーム屋さんが入っているということで、確認して話を聞いているんですけども、今後、いい活用方法がないか、できたら一年中の活用方法、課内、村庁議等で検討していきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

今、開業しているアイスクリーム屋さんで使用料とかは支払いとかしているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

使用料は阿嘉港ということで使用料は取っております。いただいております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは21・ざまみとの契約の流れの中でそのままの状態です。伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

21との契約です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

実質、21・ざまみが運営しているお店ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

はい、21と村との契約です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

今、確かにあって、お客さんもいるようにいいと思うんですが、以前に使っていたスペースが衝立で仕切られて、チェーンもかかっている。鍵もかかっていると。人の集まる場所なのにちょっと見苦しいですね。あれも撤去してアイスクリーム屋さんにちょっと角でやらせたほうがいいと思います。あのスペースはいわゆるタイル張りで配水も水道も来ているような場所ですので、いわゆる飲食店にも使えると思うんですよ。もう21とは破棄して、新たに公募して民間を入れてやる食事屋さんとか、そういったものに利用してもらえないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

阿嘉港は村の施設でありますので、当初、私もそのときに担当課長でしたので有効に活用できるような中に水道施設ですか、そういう売店、食堂関係でも使用できるということで設計しております。今後いい活用方法がないか、募集するか、いろいろ役場内で検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

さっきも言いましたように、仕切とか、衝立とかを早目に撤去して、いわゆるあれがあるだけで非常に狭苦しいです。あのアイスクリーム屋さんはアイスクリーム屋さんで営業しているわけですから、広がったうちのちょっと角のほうに行くとか、あれを早目にやって、中に売店の残骸のショーケースなどがいろいろ残っているみたいなんですが、使っていないんだしたら早目にスペースを開放して広くしてもらいたい。あとはいわゆる阿嘉～慶留間の子供たちの珊瑚やクジラや鹿の研究したそういうパネルがある。ああいったのは非常にいいことだと思います。早目にこれをやってもっといいお土産を売る、飲食ができる、本当に機能的なターミナルづくりをしてもらいたいと思います。早急をお願いします。以上で私は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

私の質問に入らせていただきます。まず1点目です。海水淡水化装置の導入についてです。導入についての計画。あとは現在、本日までの阿嘉～慶留間における水の貯水量、あとは座間味島の貯水量、あとは水が底をつくまでにあと一体何日の猶予があるのかをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの宮里祐司議員の質問にお答えをいたします。海水淡水化装置の導入について。導入についての計画を伺います。という質問にお答えいたします。御質問の海水淡水化装置については企業からの無償貸付や簡易型の分割払いについて、導入、維持管理費の検討を行ってきたところであります。近年、まれな湯水に緊急対応を余儀なくされておりますが、応援給水か貯水池からの輸送、制限給水の拡大を図りながらあわせて国の支援等について関係機関と調整を行っていく考えであります。今後は貯水池等を含め、海淡予備水源として早急に整備を図る必要があると考えております。

それから現在の水の状況ですけれども、座間味島におきましては座間味ダムの本日の貯水率が16.7%、貯水量が5,800トン、これは利水容量になります。地下水を月に約5,000トン近く、今取水をして需要が1日当たり約300トン前後ぐらい、今需要があります。そういうものを勘案すると座間味ダムが先に貯水率が低下していく。あと残るのはもう地下水と原水調整槽。これを使ってどこまで給水ができるかということなんですが、おおむね50日ぐらいを今見ております。座間味の利水容量というのは、要するに7メートルまでです。7メートル以下につきましては約5,000トンから6,000トンの近くの水を取れるように今、県と調整を行っております。それを含めての50日ということ。阿嘉～慶留間島の状況なんですけれども、阿嘉島ウタハ堰につきましては、今ゼロ%です。約1週間ぐらいで若干、水がたまるものですから、その少ない水を調整槽のほうに週に1回ぐらい送っております。砂防堰、これは水道施設の予備水源として使っているものですから、ちょっと貯水量等については水道でのデータがちょっと手元にはないんですが、大体容積を出して、縦、横、深さということで、現在約2,500トンぐらいの貯水量があるかということで見えております。あとはタイ地堰のほうですけれども、これも個々の施設、旧個々の施設でありますけれども、これも長さ、深さ等を勘案しては約1,500トン前後ぐらいあるのか、ということで見えております。原水調整槽ですけれども、これはちゃんと計測はできますので、今日現在約9,200トンぐらいの貯水量があります。阿嘉島、慶留間を含めて大体日量180トンぐらいで供給をしているところです。非常に厳しい状況であるものですから、今きょうで電気体制、座間味のほう、今輸送していますが、阿嘉のほう、応援給水の設備まで、きょう、あしたで完了しますので、あとは船舶の運航調整をして来週から阿嘉島のほうに変えたいということで、今準備をしているところです。阿嘉島の予測なんですけれども、非常に厳しい状況で最短で30日から40日ぐらいの今見込みをしております。外地堰と応援給水等で少しでも水量を確保してやる予定ではあるんですけれども、もうこれを超えての降雨がなければ本当に生活、いわゆる飲み水の給水しかできないような、深刻な状況まで、降雨がなければそういうものも想定されます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。非常に危機的状況になっているということですね。今、実際残された時間は阿嘉～慶留間

島のほうでは30日から40日。座間味では40日ぐらいだと今聞きましたが、いわゆる解決策といいますか、短期的な解決策、中長期的ないわゆる水の計画というのはもうないといけないと思うんですね。実際、短期的な解決策を、これ先ほどおっしゃったように応援給水、あとは貯水池からの輸送、制限給水とおっしゃっていましたが、具体的に制限給水もどのように今後なっていくのかとか、貯水池からはどのようにパイプを引っ張って水を送り込むのかという詳しい説明、具体的にお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問ですが、非常に詳しい回答ということなんですが、非常に厳しい回答を今求められていますけれども、水の事情につきましては先ほど申し上げたとおりです。目の前にこういう渇水状況があるわけですから、短期的にどうするかというお話なんですけれども、一応水道主管課としては降雨がなければもうどうしても機械的に水をつくるということが一番やはり効率性から見てもいいのかということで、機械類に関しては数カ月前からいろいろとプラントメーカーさんといろいろ聞き取りをして、現在まで5社に聞いている状況であります。その中でA社のほうが10トンとか、30トン。これは24時間の浄水量ですけれども、要するに海淡施設として浄水してそのまますぐに使える。恒久的な施設、長いスパンで使える機械はやはりどうしても高いですね。ちなみに10トンで1,500万円、30トンで2,500万円ということで6年リースでやりますと月に30万円ぐらいになりますけれども、そういうような技術でも対応はできるというのがA社。これは福岡に会社があります。B社は10トンの1機しか保有していないということでそれでも聞き取りを打ち切りました。C社のほうが浄水場についてはいろいろ細かい単位で、例えば100トンか、10トンおき、細かく需要に応じてつくれるということで製作には2カ月ぐらい要するというので、発注、納品までにはちょっと時間があまりないというようなことです。D社のほうはこれにつきましては、やはり恒久的な海淡のプラントメーカーを買おうと、かなり高額なものですから、県内の企業、B社というのは県内の企業ですけれども、直接バックメーカーではないんですが、そういう海淡の機械等の運転管理をしているところで、簡易型であまりイニシャルコストがかからないほうで、もちろんそれによっていわゆる使用年数も短くなるわけですね。短命ではありますけれども、浄水力はある程度100トンぐらいつくれるもの。それで水質基準に適合するものというようなことで約100トン、2,800万円ぐらいですか、これも技術も可能ということがD社です。あともう一つはE社、これは東京にある会社ですけれども、日量100トンの水がつくれる装置を持っております。条件として使用した後は逆浸透膜活性炭も全部入れかえるというようなことで、これにかなり800万円ぐらいの費用がかかるものですから、そういう費用とか、あとは運搬費用が100万円ですね、往復で。ランニングコスト等、電気料が月100万円近くかかるというようなことで、この経費をどうするかということが、できれば無償でというのが望ましいんですけども、向こうも企業ですからなかなか会社のほうでそこまで金を出してというような意見もあるということで、なかなか煮詰まりませんでした。最近になって、那覇からの応援貯水を受けて、皆さん水を買っているわけですから、その費用でこれを会社の負担で持ってきて、この水を応援給水の料金で買ったかどうかというようなことでお話が今あります。二、三日前までですね。そこまで来ていてやはり経費についてはまだはっきりしないですね。会社全員での意見ではないです。半々といいますか、そういうようなことで今5社について、いろいろ二、三カ月ぐらい、いろいろな調査、聞き取り等をやってきましたんですが、いずれも一長一短あります、相当金がかかるという費用、経済面から比較とか、いろいろなものを行ってきましたけれども、その中でやはり金にはある程度、費用を抑えて浄水力があるというのが一番有利性があるのかというようなことで、今D社ですか、D社のほうと今東京のE社、この2社のほうに今いろいろとまた聞き取りをするという

ところ。後がありませんけれども、どうするか庁内でそういう報告をしながら調整をやっているところ
です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。財政的な部分でやはり条件がいろいろ厳しいということはわかりますが、やはりもう方法は
はないということで余地がない。一日もないということで、この部分も財政的に厳しいながらもどうにかや
はりこれも視野に入れて、短期的な解決策として早急に行っていただきたいと思います。

次、去った7月全員協議会の担当課長のほうから説明のあったいわゆる中長期的な計画、海水淡水化装置
の導入、計画のお話があったんですけども、そのいわゆるその後、計画はどうなっているのか。これは
中長期的な計画ということで、ひとつ伺いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

以前にちょっと水の状況がまだ40%台のときに、集まっていたきまして、全員協議会の中で国・県の
ほうから厚労省の補助プラスいわゆる経済の予算を何とか捻出してというお話がありまして、議員のほうに
集まっていたきまして、そのお話をしたところなんですけど、その件につきまして、やはり内閣府、それと
県の水道の主管課は大変心配しておりまして、絶えず県のほうからの連絡が来ております。その中でも要す
るに厚労省の3分の2の補助を受けての海淡の導入というのは金額的にもかなり高額になるものですから、
今の座間味の財政状況では非常に厳しいものがあるということで、きょうまで実現しておりませんけれども、
そういう状況を国・県はいつまでもそういうわけにはいかないということで、経済対策の捻出ということで
お話があったんですけど、県のほうもいろいろと一生懸命動いてくれて何とか村の負担を軽くしているとい
うことへの考えがあったようなんですけれども、要するに従来、厚労省の補助で水道事業というのは補助金交付
されています。これに今回、座間味村が特別だということで、特殊な事情だということで上乗せをして交付
することに関して、それが一番、国と県は争点になっていたんですけども、そういういろいろな話し合い
を持ったというわけです。やはりその中でこれまで海淡の施設を幾つかの市町村で実施をしておりますけれ
ども、ほかの自治体は要するに海水淡水化以外にはもう選択肢がないところなんです。要するに河川水とか、
地下水がないところで、でも海淡の施設を導入して事業をやっているということです。これに対して座間味
だけ特別に支援をするというのが、どうもやはりほかの自治体等の公平感がないのではないかというよう
な意見もいろいろと出たようですね。やはり座間味だけ特殊事業だということでの予算の上乗せは非常に厳
しいと。そうするのであったら事後処理でも残りの海淡を導入した自治体の支援も含めてやるんだったらそれ
はもう道理は通るというようなことで、結局は上乗せの話を廃案になってしまいました。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。今、当時はそのお話を伺ったときは非常に私もどうにかなるんだという気持ちがあつて、
あとは住民の方々にある程度のそういう説明をしたわけなんです。その後、やはりこういう話が全く出て
こないものですから、どうなっているんだということでやはり村民の方からもいろいろなプレッシャーが私
のほうにもありまして、実際、そういうふうに話をお聞きすると、なくなってしまったというお話でした。
その間、やはり1カ月以上あつてどうもそういう状況で、村の負担分が莫大になりすぎる。それだったら厳

しいということで担当課長わかっているのであれば、なぜもうちょっと早く議会にそういう説明をしていた
だけなかったのかひとつ私は疑問に思います。これは行政の説明責任を果たさない。怠慢だと言われても、
私はしょうがないと思います。調査ですけれども、いわゆる裏負担分が非常に少ない状況でつくることので
きるかもしれないという話があったので、実際、そうではないということになっておりますので、もっと
しっかりとした調査を説明をしてほしかったと、これもひとつ思います。あとは中長期的な解決策として先
ほどお答えいただいたように貯水池等を含めた予備水源の早急の整備を図るということがあったんですけれ
ども、これに関しては考え方をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

短期的なお話は先ほど機械類等の調査等のお話をしましたけれども、先ほどお答えした今後は貯水池等を含め、予備水源として早急に整備を図る必要があると考えていますということの詳細なんですけれども、ではどう
いうことを具体的に考えているのかといいますと、これは中期、長期的な、中期的な計画といいますか、主管課としては
こういうもので原水量を増やしていけるのかなという案として、座間味地区におきましては降雨は少ないんです
けれども、全く降雨がないということではありませんので、西原とか、阿真の水田の跡に降雨のときにより
かなり大量の雨水がそこに残ります。これは地下水となって、あと残りは海のほうに流れていくという
ようなことがありますので、その雨水をうまく、これは堰ではなくて要するに貯水池、よく農業用水を
ためるような貯水池がありますけれども、ああいうものをつくってうまく水を集めると。建設費に
つきましても原水調整槽をウフガーラのほうにある、ああいうタイプのものよりは貯水槽のほうは
はるかに建設コストは少なくて済みます。貯水池方式のそういうようなことで現在までそういう
あった水を将来は水源として確保したいということです。井戸もこれ以上つくれませんので、あとは
今水道の補助事業をやっていますけれども、これは大きなポンプでウブ川の水を早くこっちに運ぶ
ということと、それと阿真の地下水を別々に二つのラインでここに運んできて、ダム
のほうにできるだけ早く水を運ぶということです。水というのはゆっくりゆっくりしか動き
ませんので、少しでも多く水を短時間に運ぶというのが非常に大きな効果が出てきます。
あとは予備水源としての海淡のプラントメーカーさんがつくった何十年も耐用年数がある
ものですね、それも含めてというのが座間味地区のこと。阿嘉島のほうですけれども、阿嘉島
につきましては金城議員のほうにもお答えしたんですが、現在、ウタハダムのしゅんせつを
やっております。これで貯水量がまだ測量等をやっていませんので、約1万1,800
トンの貯水量がありますけれども、3割か4割ぐらいは貯水量は拡大できるのかという
ように今、目視での話で申しわけないんですけれども、そういうような今感を持って
おります。それと今現在ある砂防堰、これもちょっと樹木等、そういうのがかなり中のほう
に入り込んでいるようです。そういうのを清掃して少しでも貯水容量を多くするとい
うのと、それとあとは座間味のほうは全部制御されているんですよ。高月のタンクが
いっぱいになれば、あとは下流側のポンプはみんな止まります。ところが阿嘉は
ウタハのラインしか制御されていなくて、残りの砂防とか、真謝の水は単位タイマー
でやっているものですから、どうしてもそこにはロスが出てきます。夜中にオーバー
フローしたり、そういうものもやはり長い時間、積み上げていくとかなり大きな水
になりますよね。そういうようなテレメーター関係の整備とか、水の管理を
することでいわゆる水があふれるのを防ぐという越流するのを防ぐという
ようなことですね。あとは林道とかをつくって、ダムの方の管理をもっと重点的に
やる。ウタハの下流の質問も出ていましたけれども、あれは砂防の事業ではだめだ
ということです。水道の厚生労働省の事業では修復はできます。でも下流につ
くるというのは、上流にダムがありますからそれは非常に厳しいかと思
いますけれども、もしやるんでしたら下流側を掘削して掘り込んで、そこに
今の上流のダムからあふれ

るフロー水をそこでためておいて、また家に戻すというようなこともやり方としては一つの方法としてあるのかなど。いずれにしても管理道路があれば非常に安い経費でできますけれども、今の現状のままではある程度の経費はかかるのかなと見ております。外地の堰の水ですね、これをできれば橋を超えて運べたら非常に安定供給につながるということになるんですが、なにしろかなり距離があって、その辺の工事費とか、いろいろかかっています。そういうことでいろいろと模索はしておりますけれども、早くビジョンで位置づけをして補助事業の採択基準を整理して、補助事業が実施できるように取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。村民の代表として私がお願いしたいことは早急に抜本的な解決策を、雨頼みではなくて、抜本的な解決策を早急に行っていただくように申し入れて1点目の質問を終わりたいと思います。

次、2つ目の質問に入ります。エコツーリズム推進法についてです。これまで何度かエコツーリズム推進法についての質問を行っておりますが、現在までの申請の進捗状況。あとは新たなルールづくりについてお伺いしたいと思います。最初に申請の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの宮里議員のエコツーリズムの進捗状況ですけれども、慶良間海域エコツーリズム全体構想は関係省庁、国及び県の各部局に意見等が上がってきております。中身の文言等、あるいはいろいろと細かいチェック、それで上がってきますので部会協議を今月末の30日ですか、お隣の渡嘉敷村で開催を予定しています。開催してその中身の全体でチェックです。例えば天然記念物の指定日のチェックとかそういう文化からいろいろ上がってきているようですので、その中身のチェックをやって今年度中には申請は渡嘉敷と両村で協議して申請をやって、認定も今年度中にやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。今年度中に申請、認定を目指すということでよろしいですね。残念ながらエコツーリズム推進法は第1号認定は去った9月8日、埼玉県の飯能市のほうで第1号認定が認定されてしまいました。非常にこの件に関しては残念です。第1号をぜひ取りたいという気持ちがあったものですから、それでモチベーションが下がって、さらなる遅れが出ないように部会、あとは渡嘉敷村との会議の中でもいま一度、気を引き締めて確実に認定されるように行っていただきたいと思っております。あとは新たなルールづくりについてという部分なんですけれども、現在、エコツーリズム推進法の座間味村における一番の目的は海の中で珊瑚という部分が非常に大きな割合を占めているわけですが、実際、珊瑚だけではなくて、今水面、あと陸域に関してもさまざまな問題が出てきております。例えば陸域に関しては釣りをされる方々が本当にマナーが悪い。上陸禁止の部分の無人島にも上陸をしていたり、あとは公共のコンクリート、堤防とかにドリルで穴を開けて、アンカーを打ち込んだりとか、そのような非常にマナーの悪い方々が多くなっております。それをやはり住民が口で注意すると、そこでけんかが始まるわけですね。それでやはり何名か気まずい思いをしている村民もいらっしゃるわけですよ。ですからそういった部分も早急に推進法の中でもルールづくりを行って、座間味村の条例でもしっかりとそれは罰則規定をつくっていただくことは大事だと思います。もう一点

は、座間味村海域はウミガメがこれまでの活動が実を結んで、非常に増えてきております。阿真ビーチのほうでも実際、今現在約8匹のアオウミガメが固体識別されていて、非常に人間も恐れずに近くまで上がってくるようになってきているんですね。ただ、それが徐々にウォッチングする。いわゆるウミガメを見る方々のマナーが全くなっていないものですから、せっかく根付いてきた海がめも徐々に場所を移動する。沖のほうに出て行ったりするようなことも今後考えられるんですね。ですからそういった細かいルールを早急につくっていかないと本末転倒になってしまいますので、いわゆる書類だけのルールであってはいけないと思いますので、そういった部会等も早急に立ち上げて、早目に取り組んでいかないといけないと思っておりますので、申請、認定、今年度中に確実に課長、よろしく申し上げます。以上です。

次の質問に入りたいと思います。3つ目ですね。税及び公共料金についてです。まず前回議会でお願ひしておりました。最初に統一様式ですね。徴収表の作成について、その後どうなったのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの宮里議員の御質問にお答えいたします。確かに前回の定例議会で統一様式ということで、御提案いただきまして、きょうの午前中に資料2ということで議員全員にお配りしていると思います。A4の横長です。この表で税だけでなく、その他の公共料金の徴収状況が一目でわかることかと思ひます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。これからすべて税及び公共料金、一応数字は一目瞭然になっております。あとは個々のいわゆる公共料金に関して、上下水道と船舶のシート、いわゆる徴収率だとか、現年過年度分のシート、そういったものもつくっていると思うんですが、それについて、月別のいわゆる収入簿ですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

月別の収入簿についての徴収対策チームの同じ統一した様式を配っております。これで月別に集計するようになっておりますので、確実にその月にどれだけ調定があつて収入されているというのは情報を共有することができるようになっております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ありがとうございます。月別、いわゆる収入簿、これがあることによって毎月のいわゆる調定額、あと収入の状況というのが一目瞭然でわかるようになってきているんですね。公共料金に関しては話しました。実は過剰、過少算出により大幅に狂いが生じた部分も実はあると思ひます。それはどのように調定額を設定していくかということが今まで課題だったと思うんですが、今回、調定額、公共料金のなんですけれども、これは請求書の金額をもとに設定していると思うんですが、それでよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

上下水道に状況につきましては、要するにメーターで検針をして、そのときにしか確認とれませんので、その時点で納付書を発行したときの金額で同時調定ということで、そのようなやり方になりますね。ほかの税とはちょっと違う形になります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。これで大幅な狂いが生じることも恐らくないと思います。確実な数字が表に反映されていることだと思いますので。それでは村税、固定資産税、軽自動車税、国保税、住宅使用料の現年度分、過年度分、これは一応表はもらっていますので、細かい数字はお答えにならなくてもいいですが、いわゆる計画どおり収納または徴収が実行できているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

私のほうからは村税のところについて説明させていただきますと、住民税、固定資産税、現年度分についてはおおむね良好に収納されておりますけれども、やはり過年度分のかなり金額が大きいということもありまして、その辺の徴収に今苦慮しているところではあります。ただ、今年度は沖縄県的那覇県税事務所の職員に併任辞令を9月1日付で発令しておりまして、その辺の徴収強化を県と一緒に今徴収率の向上のために頑張らせていただいております。税については以上です。

住宅の使用料についてなんですけれども、これは前回と前々回に質問があったと思うんですが、1世帯だけまだ滞納があるところがありまして、現年度分については新たな滞納は発生していないんですけれども、過年度分がまだありまして、分割なりで今料金を納めさせているところでもあります。私のほうからは以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ありがとうございます。それでは簡易水道、下水道の現年度分、これは6月まで大丈夫です。まず調定額と収納額、それに対する徴収率、あとは過年度分の調定額と6月までの徴収額、徴収率をお伺いしたいと思います。最後に滞納分における徴収方法もお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの簡易水道、下水道についての御質問にお答えいたします。下水道は現年度分につきましては90.4%ということで、決して高いとは思いますが、90%台ですね。滞納額なんですけど、1,789万7,000円に対しまして、徴収が424万円です。23%の徴収率になっております。その中で平成21年度に入りまして、9月15日までの過年度分の徴収66万2,000円ということで、これにつきましては督促状を発行したり、あとは出向いたりということで納付をお願いしております。滞納額五、六百万ぐらい徴収したんですが、また現年度分も、90%いくと10%は滞納するわけですから、240万円ぐらいの滞納が出てきて、トータルしますとわずか年々減ってきてはいるんですが、現年度分の滞納というのはやはりきちんともう少し徴収を高めていきたいと反省しております。

あとは下水道ですけれども、これは座間味島のほうです。現年度分が785万3,000円に対して、徴収額が718万6,000円で、91.5%ということです。あとは滞納額は290万1,000円に對しまして、徴収額は20万8,000円、7.1%です。滞納の徴収率は20年度よりも低くなっております。この滞納の内訳なんですけれども、要するに額の大きい方の比率が非常に多いです。件数は少ないんですけれども、それで分割納付とかそういうことで出向いて、徴収等をやっております。あとは夏場で稼働率が高いときに納めていただくとかということで、そのようなお願いをしているところです。あとは農業集落排水事業、これは阿嘉島ですけれども、現年度分が495万4,000円に対して、徴収額が466万9,000円で、94.2%。滞納額は17万円に対して、7,000円ということで4.1%ということなんです。平成21年度に入りまして、14万9,000円の滞納分の徴収がありまして、かなり滞納の徴収率がアップをしております。農業集落排水事業慶留間島につきましては、滞納分ございません。現年度分100%ということになっております。やはりペーパーで督促を図るだけでは効果が上がりませんので、できるだけ出向いて訪問をして納付をお願いするというのが一番効果的だと。あとは7月、8月売上げがもうけがあるうちに今、声を何カ所かかけておりますので、近々、またお伺いしてお願いをしていきます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ちょっと厳しいことを言うのですが、現時点でも100万円余りのいわゆる現年度分に関してはもう滞納になりつつありますね。下水道に関しても結構な額が滞納になってきていると思います。基本は現年度分をいかに滞納させないかということが徴収業務の一番重要な部分だと思いますので、その現年度分滞納をさせないような努力をまずはいろいろと考えていただきたいと思います。

次に、船舶ですね。貨物運賃、7月までのいわゆる現年度分、調定額と収納額と収納率、過年度分の調定額と7月までの徴収額、収納額をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。環境衛生課のように、さっきの答弁にもありましたようにあのような答弁書を作成してなくて、平成20年度に滞納が433万8,483円のうち、8月末現在で195万5,547円の徴収をしております。過年度分で、これは全体で315万90円と平成10年から平成20年分の全体で315万90円と過年度分の徴収をしております。月別の計算しておりますが、手元にはお持ちではないんですけれども、年度別に計算したのがありますので若干報告したいと思います。平成20年度は先ほど199万5,547円とお答えしましたけれども、平成19年度が17万3,660円、平成18年度が100万808円、平成17年度は14万866円、平成16年度が29万3,898円、平成15年度が4万7,700円、平成14年度が6万9,715円、平成13年度が10万1,190円、平成12年度が27万43円、平成11年度が1万4,213円、平成10年度が410円となっております。全体で315万90円。率の計算も大変申しわけありません、やっておりませんので、後で宮里議員には報告したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

徴収対策班では先ほど言ったいわゆる先ほどの月別の収入で共有はされていないんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。先ほどもお見せしましたが、私の手元には全部のものがございまして、ちょっと課長のほうへの連絡ミスかもしれませんが、上下水道、簡易水道、貨物運賃を含めまして6月まで現在集計済みでございます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

現年度分でも月別で現在確認させていただいた数字でいきますと、今、貨物に関してはもう前年度分で7月分ですけれども、もう既に1,000万円近い滞納分が出ていると思います。過年度分もまだやはり一桁台のパーセンテージです。徴収率が月別ではやはりシートで全部数字が出てきますので、全体の数字を漠然と並べられてもわかりません、正直。ですから月別でしっかりと請求書を出した額を調定額として、毎月幾ら徴収しているかということの次の議会からしっかりと解決していただきたいと思います。船舶課長の6月の定例議会で足で稼ぐということでも力強い徴収の気持ちをおっしゃっていましたが、滞納分についての徴収方法は回数を何回ぐらい行ったのかということをお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

お答えしたいと思います。現在のものは毎月10日までには大体請求はしております。それにあわせて過年度分はかなり未納がありますので、大口に関しては直々に督促を持って行って、足を運んで3件は誓約書に基づいて、そのまま徴収しております。誓約書プラスの今年度現年度分の徴収をしております。足を運んだところでも多いところでも6件は運んでおります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。最後になるんですけれども、隣村、隣の渡嘉敷村の平成20年度の決算状況というのを気になったので確認したいということで資料をもらいました。公共料金に関してなんですけれども、隣村ではまずは船舶課に関して貨物運賃が収入未済額ゼロです。上下水道は水道料金に関しては収入未済額が1万3,000円、下水に関しては784円、合計で公共料金が滞納合計が平成20年度は1万3,942円、ちなみに本村は平成20年度、1年間での公共料金の滞納金額です。水道事業243万円、下水道66万、28万円、貨物430万円、合計で772万円。これだけの隣村との差が開いております。この数字、現実を踏まえて、村長にお願いしたいことは早急に職員研修で隣村に派遣していただけないかということをお願いしたいと思います。最後に本当に念を押しておきます。いわゆる滞納処理は基本は現年度分を絶体に滞納させない工夫、これがやはり重要です。平成21年度の公共料金においては収入未済額、いわゆる滞納金額は限りなくゼロに数値目標を設定して取り組んでいただきたいと思います。これに関して、村長ちょっとお言葉いただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの税及び公共料金の徴収についてでございますが、本村におきましては、非常に徴収率が悪いということでもいろいろとこれまでも御指摘を受けてきたところでございます。この件に関しましては、平成19年度だったと記憶しておりますが、税及び公共料金の徴収に対する対策チームを設立させていただきまして、ここ3年間頑張ってきているところではございます。いまだに御指摘のようにまだまだ未収の金額がございまして、その間、税の担当に関しましては滞納処分、あるいはいろいろな徴収の方法等も県の方々から上がってきている状況でございます。こういう今までの徴収のやり方の蓄積を各使用料担当、あるいは税の担当が共有して、渡嘉敷村にも負けないぐらいの徴収率に持っていきたくと今年度も頑張つて対策チームを立ち上げておりますので、これからも今まで以上に頑張つていきたいということでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。住民間の不公平感の是正、乏しい自主財源の確保ということで毎回、この質問を上げておりますので、その2つをしっかりと踏まえていただいて取り組んでいただきたいと思います。

4番目、公営住宅建設及び老朽校舎の建て替えについて。定住促進のための新たな公営住宅の建設計画、いわゆる村営住宅の建設は財政の状況もありまして、当面厳しいという回答を何度かいただいております。村の村営住宅という部分に限らず、例えば県のほうで県営住宅の建設を要望してみるとか、そのような計画ができないものかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの宮里議員の県営住宅でありますけれども、ちょっと村の村営住宅ですか、さきの定例議会でもちょっと財政上厳しいということで、県営住宅をお願いということで質問来ていますけれども、県営住宅については住宅用地を調査して、何カ所かある程度、二、三カ所ですか、村有地がありそうで、それを確保して、できるだけ県の住宅課に要望をしていきたいと思つています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。可能性として、ぜひ県営住宅という部分で早急にアクションを起こしていただきたいと思います。

次に、老朽校舎の建て替えについて伺いたいと思つていますが、前回議会でもお聞きした座間味校の耐力度調査、保存度調査の結果もあわせてお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

ただいまの老朽校舎の建て替えについてお答えします。前回の6月の定例議会において、校舎の補修あるいは改築については耐力度調査の結果を踏まえて検討したいと答弁しましたが、先月、調査結果が出ました。耐力度点数が4,500点を基準に構造上危険な状態にある建物であるかどうかの判断をいたしますが、本校舎においては4,298点ということで危険物建物とを判断し、現在使用はしておりません。建て替えについてなんですけど、これは学校施設整備計画、これは平成22年から平成24年までの3年間計画になりますが、それを策定し関係機関と調整しながら改築に向けて進めていきたいと考えております。また、3校全

体の整備計画についてなんですが、これは築30年以上経過した学校施設、これについては平成24年度以降にまた新たに計画書を策定して整備をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。平成22年度から平成24年度内で計画もしくはいわゆる工事に入るという予定だということでお伺いしているんですが、具体的に計画だとか、その工事というのは日程は確定、建設計画というのはいつごろできますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

計画については、これは学校をつくる場合には校舎建設に向けて検討委員会とそういうのが必要になってきます。そういうのを踏まえての設計、施工になってきますので、今年度中にそういう会合を持って、どういう建物をつくるか、まずは案はつくっておいてそれにのっとって、次年度あたりからそういう設計等に入ることができればいいなと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。現在、仮設校舎、壊れた教室の代替教室としてどのように今現状になっているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

このコンクリートが剥離した校舎は普通校舎5年生と6年生の教室なんですが、これは今危険だということで使用しておりませんので、その代替教室として現在あった美術教室を改造しまして、夏休み期間中に授業に支障がないように今2つの教室を改造して使用しております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。今、具体的なその検討委員会なり、建設というのは今のところは具体的な日程というのは出せないと思いますので、また次回以降も同様な質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

最後に古座間味農道認定について。これに関してちょっと1点訂正させてください。平成20年6月ということで一般質問の通告書に記入しているんですが、正確には平成20年12月定例議会の間違いですので、ここで訂正したいと思います。

さて、平成20年12月、平成21年3月議会で質問をしました古座間味の道路認定の進捗状況について伺いたいと思っております。この質問の趣旨は災害等の際にいろいろ補助事業対象道なのかどうかということです。願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまの古座間味の村道認定について。あの道は何年ですかね、村単独起債でつくった道でございます。それで村道認定してはおりません。そこでまず初めに現場調査等を行い、1級はちょっと難しいと思います。2級ぐらいに向けたら補助事業が受けられるのではないかと思いますので、調査設計等を含め、認定に向けて取り組んでいきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。道路認定2級であれば高月山道路は恐らく2級だと思いますので、その件も大分時間がたっておりますので、市町村道路なのか、いわゆる農道なのか、という部分がもし交付税算出等に大きな影響が出るのであればそちらも慎重に精査していただいて、早急にこの道路認定のほうを行っていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

続きまして、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

金城でございます。午前中かなりエキサイトしておりましたので、本当は私がエキサイトいつもするんですけれども、お一人エキサイトしておりますので、私は軽いジャブだけで早目に終わらそうかと思っております。質問にいきます。

これも同僚議員、多数、これはもう何回質問したかなと私はこれ五、六回同じことを言っているのではないかなと思うのが第一番目です。船舶運営改善委員会設置。去った3月に当時の船舶課長が4月に第1回の会議を持つ予定ですと言ったら、そしたら4月1日から異動になって他の課に行ったものですから、その後1回も会議が開かれておりません。また6月にも進捗状況もどうなっているかと聞いたならそんなに大した答えが返ってきていないので、現在の課長、村長も両方お答えいただきたいんですが、進捗状況、規約等の進捗状況が現在どうなっているのか、その辺をちょっとお答え願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず初めに同じ質問も何回もということは大変申しわけないと反省している次第でございます。まず①の規約等の作成及び委員会選任の状況ですけれども、規約等も作成終わっています。委員会の選定してありましたけれども、委員会等で調整官のほうが空白だったものですから、当初は8月25日にやる予定だったんですけれども、ちょっと調整官のほうで空白だったものですから取り下げて、規約等は8月1日から実施ということで要綱はつくってあったんですよ。これはもう取り下げたものですから、9月1日からやりたいと要綱自体は。あとで文書等の差し替えないとかないんですけれども、予定としては今月の29日火曜日に予定しています。これができなければ来月の早い時期に船が座間味どめにありますので、それを御利用して船長も委員の中に入っていますので、船長、所長そういう案を持ってあります。もう本当に長い間といいますか、実施できなくて残念に思っております。

それとこの委員の中には区長さん2人、慶留間と阿嘉の区長さんに打診したらちょっととんでもないと。あのころは選挙もあったし、2人とも選挙もやっているからそれ以上の委員はできないということで断られて、あとは座間味島から選ぼうということで、一応その中に皆さんもお一人、案として持っていますので、その辺は了解は得ておりませんが、近々29日に向けて議会終了後に本人とちょっと調整したいなと思っています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

具体的聞きますけれども、私はこれを提案したときに、たしか役場から来た課長と所長あとは専門の人たちを入れて、10名程度にしてくださいと話をしたんですが、今現在何名予定されていますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

9名の委員を予定しております。区長2人、商工会、ダイビング協会、調整官、議会議員、それと所長と船長と船舶課長ということです。事務局は船舶課のほうでやっていくということです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これからあのほうにも絡んでくるんですが、これは③の4月のゴールデンウィークから8月までの船客の予約と乗船実績について書類を出してくださいということでやりましたけれども、きのうゴールデンウィークだけいただいたんですね。この中で船舶課長経験者が4名もおられるので、どなたが答えてもいいんですけど、クイーン座間味の予約の常に200名入っているんです。フェリー座間味が常に380名予約が入っているんですよ。これはいつからこういう状況になっているんですか。どういうことでいつも200名とか、380名と決まっているんですか。そこら辺をちょっとだれか答えていただけませんか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。クイーンが200名、フェリーが380名というのは定員のほうを那覇出張所のほうで入手していると思うんですよ。実際、予約自体はこれ以上予約をとっているらしいんですよ。ただ、● 電話でお聞きしたら、定員が200名あるいは380名ですから、そのように報告していることです。前からこういうふうに来てきたのではないかなと思いますけれども、定員に合わせてそういう状況はとってきたのではないかなと、予測ですけど、ちゃんとしたあれはわからないんですけども。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あのフェリーは380名定員で、クイーン座間味が200名ということですか。私は予約状況と実績を報告してください。定員やられたら意味がないわけですよ、逆に言えば。実際に200名予約しているけれども、37名しか乗っていないとか、これは何でなのかなということでは聞こうと思ったんですけども、定員を書かれてしまうとおかしくなっているわけですよ、逆に。そのときの予約、例えば観光客がどんどん

落ちてきていると。ただお客さんが電話を入れても予約が常にいっぱいですということで、乗って来られないと。こっちは来られないと、沖縄本島まで来たけれども来れませんと。なぜかという、電話を入れたらいっぱいですと。でも実際に船から降りてくるのは二、三十名しかいないですね。200名乗りで電話入れたら予約がいっぱい。ただ二、三十名しか降りてこない。このギャップが何なのかを調べたいがために、これは報告書をつくってくださいとお願いしたんですよ。毎日予約を受けたら名前とか書きますよね。例えば課長の野崎 康ほか5名とかやりますよね。そういうものがほしいわけですよ。定員はどうでもいいわけですよ。だから専門委員の中には委員会の中にはそこら辺をキャンセルした場合にはどうなるかとか、法的に詳しい人も入れてもらうために部外の専門委員も入れてくださいということで私はお願いした。皆さんキャンセル料の作成するにははっきりいつてくれる専門の人いますか。今話したメンバーの中で、多分いないと思うんです。そうしたら全く改善委員会ではないわけですから。改善できないわけですから、そこをだから私は旅行社であったり、そういう専門家も入れなさいというのは、お願いしなさいと言ったのはそこにあるわけですよ。村長とかは議員、役場、区長で話したところで何がよくなりますか。そういう専門的なことをわかる人はいませんから。だから、旅行業に関して詳しい人、法的にも考えはわかりますから、キャンセル何日前にキャンセルした場合には幾ら何パーセントしか返しませんよというのは、ちゃんと彼らの頭の中にも入っているし、書類等も持っているはずなんです。だから議会通すためにもそういう専門家がなければいけない。だからもう一回、選考し直してください、村長も。そうでない人はなぜ集まってわいわいしたところで何もなりませんよ。これははっきり言えますけれども。だから私たちはこういう実態を知らないで、要するにキャンセル料も発生していますよね、ゼロですよ。私はだからこれはだれかに与えられた200かなと思ったんですよ。旅行社が押さえている200なのかと。だから実際に旅行社が乗せたのが37名なのかなと思ったわけですよ。だからそれだったら私たちが4月1日から運賃値上げしたことは間違いだったのではないかと。客は入れないように乗せないようにしておいて、実績が下がっているから運賃上げて収入を得ましようというのは大きな間違いなんです。それこそ経営の改善をしなければいけないわけですよ。だからこれもちろんとした毎日、毎日の予約が載っているはずですよ、名簿が。人数と実際に予約した人が乗ったかどうか。これは事務所がちゃんとしていけばチェックできるはずですよ、はっきり言って。これはもう何日もかからないはずですよ。その日に、パソコンに入れておけば、その日で統計を取れているはずですよ。予約していない人としている人とははっきり分けられますから、その辺も8月末分を早目にやって、この対策をどうしたらいいかということを考えなければいけないので、逆に運賃を上げたら観光客下がりましたと私たちは言われていますから、そうではないということをはっきり見せないといけませんよ。だからこれは早急にやってください。

②船内における広告の取り扱い。これもゴールデンウィークからやりますということだけでも、これは夏を過ぎたらだれも広告を出しませんよ、はっきり言います。お客さん乗りませんからね、広告だけしても意味がないと。これも2回目の夏も過ぎましたから、来年は3度目の正直でやってくれるのかなと思ってますけれども、広告はとる体制というのはどの辺まで進捗しているのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。1社からある程度、金額的にははじかれていますけれども、あと2社に見積もり等を依頼しているところがございます。ほとんど1社、1社ごとにお聞きしてできるだけ利益のあるところを選定したいと1社ではまずいということで、新たにもう2社にまた広告の、例えばフェリーだと最初に外部から船のクジラの絵がありますよね、向こうの近くに看板等を広告している。フェリーの中に

行く上の上のイスの後ろに村のパンフレットの中に入っていますね。そこら辺にほかの他社のそういうパンフレットを入れると。それがどのぐらいの広告の値段でいろいろできるかということで、できるだけ数字の多いところに相談しながら計算して、そこのほうがいいなと思えばそことやって、できるだけ代理店を通してやりたいと思います。個人的にはやらないと思いますので、代理店を通してそういうやり方をやっていきたいなど。そうしながらまた皆さんの御意見もどれがいいかということで相談を受けて実施したいと思います。それも遅れて大変申しわけないです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要は島に来て、パンフレットを見ただけではわからないわけですから、わからないような村のパンフレットですね。これだけわからないようなものがたくさんあるわけですよ。そういうものの案内できる場所選定とか、ここは要するに島の人が広告をしたいと、幾らで貼らせてくれという場所とか、例えば那覇のホテルであったり、居酒屋であったりとお客さんが多いときには月幾らで広告を貼らせてくれというようにして簡易的なもので私はいいと思うんですよ。どこかの代理店を通じて、そんな大それた広告のやり方はする必要は私はないと思います。簡易ということがいいですよ。この場所はこの大きさだったら幾らですよと一月幾らですよということであれば、これだけ客が何万人も見るとなると、そこにやってくれる人はかなりいますので、その辺からスタートしてください。今は企業が不況だからどうにもならないからネーミング代はとかは、3年前に提案したけれども、これは今のところ多分不可能だと思うので、せめて船舶のそういった細かいところから収入を上げるようにして行ってください。あしたはまた決算報告を受けますけれども、どうしても赤字になるわけですよ。赤字になるんだったらちょっと1万円でも2万円でも入るような収入は努力してやるということですので、これが見えないとだめですよ。これも何年間もどういふところに押さえられているともわからない予約システム、満杯のはずが実際は3分の1も乗っていないとそういう状況はもう逆にいえば燃料上げる前に本当はこれちゃんと追跡してやりたかったんですけどけれども、今回は逆にこれをやって収入が上がって、次の船がつくれるような基金までつくってやれば運賃は逆に値下げしてもいいのではないかなと思いますよ。そういう方向へ持っていけないといけませんよ。今、運賃が高いから、子供たちを島に連れてこないという人たちもいますから、その辺も考えてやってください。船舶に関しては以上であります。

次、2番のふるさと納税（寄付金）について。郵便局の振り込みができるように、また、関係書類を村内の宿泊施設等に配置するようにこれは何回か質問してあったんですが、その後どうなりましたでしょうか。総務課長ちょっとお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

金城議員の御質問にお答えいたします。以前から御提案のありました銀行にあわせて郵便局でも納付ができるようにということでございますけれども、これについては郵便局の口座を設けまして郵便局への振り込みができるように改善しております。各施設への関係書類の配置ということなんですけれども、今行っているのはふるさと納税をいらっしゃるお客様にぜひ勧めていただきたいということでのお願いのパンフレットを職員のほうが1件、1件歩いて持参をさせていただいております。ただ、申込書等の配置についてはちょっと事業所の方々がちょっと大変なのではないかということで、今はちょっと見合わせてはおります。それと前の議会でも提案があったんですけども特典に関することなんですけど、今までの5,000円の船

船の割引券もしくは特産品の詰め合わせをということで商工会のほうと調整をやりまして、どちらかを選んで特典を送っていただくことと改善をしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に喜ばしいことですね。やればできるわけですから、怠けてやらなかったでは話になりません。熟慮をすれば、簡単な方法ばかりやるようになると人間はそこに行っちゃうので、このほうもしながら試行錯誤をしながら前に進んでいかないとはいけませんので、今各事業所の件ですが、そういうところに置けないのであればこちらに入ってくるのはどうしても船から入ってきますから、船舶でも置いていいんじゃないですかね。この船の中に、切符売り場そういうところにぱっと取れるようにすればいいと思いますよ。各事業所も大変であれば、絶対に船に乗らないで泳いで来る人はいませんから。チャーターで来られる飛行機で来られる方もわずかです。船の中でぱっと目につくところで持っていけるという状況。そういうことも考えてやってください。先ほど商工会と話し合いをしているということでもありますので、そうすれば農業であったり、漁業であったりそういう人たちが、うちのものもそれに取り入れてくれないかということで手抜きが出てくると思うんですよ。だから相乗効果が出てきますので、その辺も一緒になってやられるようにしてください。前進してくださいよ。始めたときより大分前進していますので、その辺はもっともってみんなが理解してやってくれるように広報活動とかやってください。これに関しては以上であります。

次、3番目なんですが、きょうの午前中に出てましたけれども、地域振興のはあったんだけど、ふるさと雇用再生特別事業、沖縄県雇用再生特別事業、緊急雇用創出事業というのがありますが、この資料は沖縄県から手に入れたところ各市町村出ているんですが、座間味村が何の事業も出ていないんですけど、これはなぜなんだろうと私は思っています。これはいろいろな使い方ができるようになっているんですね、事業の目的は県及び市町村で失業者の継続的な雇用、原則1年以上を図るために事業を実施しています。事業の実施期間 平成21年度から平成23年度までの3年間、実施方法は事業は民間企業NPO法人等の委託方式で実施し、失業者は民間企業等で雇用されると。詳しいのを書いてあるんですよ。これ2種類あって、一つは直接市町村が事業できるようにもなっています。その中でいろいろなところがありまして、例えば本部町なんかは八重岳の桜の森公園の清掃作業とか、伊江村は花の苗づくり事業とか、こういうのも入っているわけですよ。これは全部、国から借りているわけですよ。ところが座間味村は私は見落としかないと、幾ら探してもないですよ、どこにも。何でなんだろうと。この情報は座間味村には来っていないのかなと。沖縄県は座間味村は金がないから何もさせるなど言っているのかなと、沖縄県の資料には提出されていないのはなぜなのか、ちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

ただいまのふるさとの基金の雇用創出ですが、これは平成20年の事業としては多分平成19年度に県からの募集だったと思います。最近、8月ぐらい、まず県から再度雇用対策課からその要綱が送られてきて、一応今各課に対して、交付金の目的に合った活用等を各課に対して、今検討させているところです。●としても、来年の平成22年度から一応事業計画を予定しております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これはいつ本通知はされていますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 武）

産業振興課に来ましたのは、4月中旬ぐらいですかね。その後、各課に庁議等で要綱等をお配りして今検討させているところです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

平成21年7月13日に緊急雇用創出事業というのが更新されておりますね。だから、来たのは最近だと思っただけでも、その前にこういう情報は入ってきたと思うんですね。何か要望はありませんかと、ほかのところは全部出ていますからね、これを面倒くさいのでやらなかったのか、ただ事業計画をつくるのが面倒くさかったのか。全く情報がなかったのかということなんです。だから、逆にいえばこういうのは私たちは知り合いがいて、県からもらっているんですけども、一般の事業所というのはわかりませんよ。こっちに県が市町村に送付してありますから、それを受け取った時点で判断するのは、これは今一般に出さないといけないのか出してはいけないのか、それは判断しないといけません。この事業を終わりますよというものに出したらアウトなんです。平成21年から平成23年までですから、直ちにこういうのは村内の事業者がおるわけですから、皆さん、雇用対策できませんかと。例えば村道の管理は雇用はできますよ。きのう、私後原まで行ってきましたけれども、もうちょっとで正面衝突するところでしたよ。草が生えすぎて、軽自動車がやっとしか走られないんですよ。カーブで向こうも来て、1メートル手前で止まりましたけれども、あれも前から言っているけれども、全然、表だけ切るものだから、また生えてくるわけですよ。こういう事業にも使えますので、山の管理ということでそういう事業に、こういうものでお金がないだけで。お金をあげますとしてもやりませんという状態に今なっている。そういうものを来た場合にはすぐ直ちに反応して、早く広げてやる。これに手を挙げればできるわけですよ。はっきり言いますけれども、こういうもので阿嘉の村道なんかは直してほしいですよ。金なかったら自分たちでやれというわけにはいきませんので、あれば表だけでは草刈ってはだめなんです。松やらソウシジュが覆っていますから、そこに木の葉が落ちて道は車が走ったら滑りますよ。こういうのも除去しないとイケませんから、かなりの金がかかりますよ。でも沖縄県はこの予算は70億円持っていますから、その中から捻出するわけですからやってください。沖縄県は手を挙げる人が来ないから困っていると言っていますよ。本当はこの70億円ください。那覇から水を引くからと私は言いたいんだけど、そうはいかないので。とにかくできる事業はすぐさせてください。手を挙げて。早急にはっきりは言いますけれども、政権が変わっているから知りませんよと言われたら困りますから。手を挙げているところは計画入っているから、ノーとは言わないはずだから。だけど今から手を挙げるところはノーと言われる可能性もあるということ。早急に手を挙げてください、お願いします。村民の役に立つような。仕事がなく失業している業種たくさんあるでしょう。島でも。今、ダムをやっているからあれだけでも、あと1週間で終わってしまうじゃない。そういうものの対策に使う。そういうふうにしてください。事業計画ですが、これはもうやったら直ちに対応してください。私たち議員にも直ちにこういうのがありますということを配付してください。どうか可能ですから。そうすれば私たちも地元で仕事がなく困っている人たちに対してでも、この仕事をとってあるからやれというアドバイスができます。総務課も含めて一緒にやってやってくださいよ。産業振興課だけの問題ではありませんので、それについて村長、

どうお考えですか。ちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの臨時特例交付金に関しましては、せんだった会議でも庁議の中でも話をさせていただいておりまして、早急に計画をつくって雇用対策を行うべきではないかということで話をさせていただいております。できるだけ早い時期に皆さんにもまた新たな私たちの方向性が決まりましたら、また御相談、あるいは報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これはあるところから役場に出したけれどもどうなっていますかと私のほうに持ってきているのがあるんだけれども、この事業に関してやはりわかったみたいで観光ガイドをつくるようにしたらどうかという案が村に提出しましたけれども、どうなっているかわかりませんのでということで、私のところに来たんですね。そういう非常にやりたい人、いい案なんです。村が負担するわけではないわけですから、そういうのも含めて、例えば案内状でそういう人が補助金でできるのであれば村としても助かるわけですよ。これから次はどうしようかということで計画はつくれるわけですから、そういうものも大いに向けてください。そういう申し込みがあった場合、検討して早目にどうしましょうという返事をしてください。これはお願いします。それについては終わります。

4番目に、簡易水道事業について。これまでの座間味村における簡易水道事業は8年間連続断水という不名誉な状態が続いているが、今後どのような方法で事態を打開していくか伺いますと、そういうことであります。先ほどから同僚議員のほうでいろいろ簡易水道をどうするのか、事業をどうするのかという方が何名かおられますけれども、私のものは全くそれとまた違うものを聞きますので、環境衛生課長はかぶっているからやめてくれという話なんだけれども、そういうことはありませんので私は提言をしたいと思っております。ただその前に今現在、簡易水道をやっていることによる債務、今現在高、教えてもらっていいですか。村の債務ですよ。簡易水道事業に関する。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問、簡易水道事業の地方債残高の質問ですけれども、平成19年度末で6億4,294万7,000円の残高があります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

★録音なし★

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの話は非常に目からうろこといいですか、非常に面白いと言ったら表現がおかしいかもしれませんが、視点を変えたいいいアイデアの一つではないかなというふうに、今率直に思っているところがございます。法的な問題、いろいろクリアするところもございましょうし、あるいは近隣の市町村ともお話をしながらということにもなっていくと思いますが、もしこれができるのでしたら非常にありがたい話だなというふうに私は直感的に考えております。少し時間をいただいてゆっくりまた問題点がないかどうかを検証させていただきながら、あるいは相談をさせていただきながら、まずは勉強させていただきたいというふうに思っております。その方向でいろいろとまた話が進む場合には、議員の皆様のお力もお借りしながら、あるいは協議会、県の部局等とも相談しながらいろいろなことを考えていければというふうに考えております。御提言ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長が慎重になるのはわかります。行政の御出身ではありまして行政の長でありますから。しかし村長というものは行政の長でありながら政治家であるということは忘れないでください。4年間ですから。逆に言えば決断したら、すぐ走る。ゆっくりやったら行政と同じですから、3年間、あるいは4年間かかる。これは長が動くことによって議員と一緒に動いて動くことによって、3年、4年かかるのが1年で済むわけですから、そういう考え方もやってください。実際、これは急がないといけないというのはみんな借金を行っている。世帯数を減ってくる。水をいくら供給しようとしてもだめなんですね。料金収入と合わなくなりますから、でも機械はどんどん古くなりますから、どんどん壊れてきますよ。直すためにまた借金ですよ。これははっきりこっちが増えてくれれば料金たくさん取れればいいですけども、数が減ると料金を上げないといかないわけなんですよ。実際に栗国は水はたくさんあります。水道料金高いですよ。また借金しないといけないから何をするか。また来月から水道料金上がりますからね、栗国は。だからそういうふうな状態にならないようにしなければいけないのは、やはり自分たちでこんなものは苦労してもしょうがないですよ。これはもう早急にみんなと手を組んで、県に申込みをします。そうでなかったらもう直接、国に総理大臣にかけあってくる。それぐらい命ですよ、水は。電気がなくてもろうそくでも生活できますよ。別にテレビがなくてもいいわけですから。ところが水は飲まないといけないですよ。海水を飲むわけにはいかないわけですから、そういうことですよ。ライフラインなので早急に考える。これは長期対策の件もあります。あと一定は要するに今雨が降らない。ダムはつくったけれども雨は降らないですね。24日からは24時間断水が入りますけれども、先ほど50日しかもたないと。早くすれば40日しかもたないというときに、手をこまねていることはできないわけですよ。だから先ほどから聞いていますと、海水の淡水化事業にあちらの機械は何百万円、こちらの機械は何百万円と、かなり高額だから手を出せないと言っておりますけれども、何年前かに自衛隊が来て座間味でやりましたよね。海水を活性化した事業がありましたよね。自衛隊というのが出たら環境衛生課長はちょっとびびると思うんですけども、前回、新聞で大叩きに叩かれたものだから、ところがあれは別として今回は機械があるのであれば、イラクだけ助けるのではなくて座間味も助けてくれという緊急要請をして、これは災害と同じですよ。雨が降らないんだから。これをやるぐらいの行動を起こしてください。私たちも行動します、直ちに。はっきり言って、水がなくなったからといって那覇に引っ越すわけにはいかないわけですよ。これだけははっきり緊急対策。ペットボトルの水を飲むわけにはいかない

です。洗濯をするわけにはいかないじゃないですか。家賃がただでもできませんよ、これは。手持ちの運賃をただでやるからペットボトル買ってきてやりなさいと言われてもできませんよ。飲み水をトイレに流すわけにはいかないわけですから、これははっきり言って1カ月待てませんよ。1週間、2週間の話ですから。早急に県に対して、激甚災害でやってください、本当ですよ。水がなかったら全部死ぬんだから、砂漠の真ん中と同じですよ。海だから砂漠ではないから、絶海の孤島と同じになりますよ。それだけは言うておきます。緊急に動いてください。私も個人的に動きます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問は終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

先ほど、金城善昇議員の文言の中で一部訂正をするということの申し出がありましたので、それを許します。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど一般質問の中で、数年前に自衛隊が来て淡水化をした事例があったと申し上げましたけれども、私の勘違いで、あれは国の支援で民間組織が来てでやっていたということがわかりましたので、その部分を訂正させてください。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第6．認定第1号から認定第9号までの議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案の説明をさせていただきます。まず、認定第1号から第9号までの決算の認定でございますが、詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会の中で説明をさせていただいておりますので、各認定の1号から9号までの表のほうを読まさせていただきます、説明にかえたいと思っております。

認定第1号

平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥1,495,259,943
 歳出決算額 ￥1,380,781,526
 歳入歳出差引額 ￥ 114,478,417

平成21年8月13日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度一般会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥1,495,259,943
2	歳 出 総 額	￥1,380,781,526
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥114,478,417
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥2,053,000
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥2,053,000
5	実 質 収 支 額	￥112,425,417
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		82,242,000	92,554,321	75,877,979	0	16,676,342	△6,364,021
	1 村民税	30,367,000	34,450,384	30,229,753	0	4,220,631	△137,247
	2 固定資産税	44,468,000	50,758,251	38,663,940	0	12,094,311	△5,804,060
	3 軽自動車税	2,256,000	2,417,500	2,056,100	0	361,400	△199,900
	4 村たばこ税	5,151,000	4,928,186	4,928,186	0	0	△222,814
2 地方譲与税		9,953,000	9,727,000	9,727,000	0	0	△226,000
	1 自動車重量譲与税	7,361,000	7,361,000	7,361,000	0	0	0
	2 地方道路譲与税	2,574,000	2,364,000	2,364,000	0	0	△210,000
	3 航空機燃料譲与税	18,000	2,000	2,000	0	0	△16,000
3 利子割交付金		269,000	255,000	255,000	0	0	△14,000
	1 利子割交付金	269,000	255,000	255,000	0	0	△14,000
4 配当割交付金		51,000	49,000	49,000	0	0	△2,000
	1 配当割交付金	51,000	49,000	49,000	0	0	△2,000
5 株式等譲渡所得割交付金		36,000	23,000	23,000	0	0	△13,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	36,000	23,000	23,000	0	0	△13,000
6 地方消費税交付金		9,511,000	9,509,000	9,509,000	0	0	△2,000
	1 地方消費税交付金	9,511,000	9,509,000	9,509,000	0	0	△2,000
7 自動車取得税交付金		3,258,000	3,235,000	3,235,000	0	0	△23,000
	1 自動車取得税交付金	3,258,000	3,235,000	3,235,000	0	0	△23,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
8 地方特例交付金		947,000	1,606,000	1,606,000	0	0	659,000
	1 地方特例交付金	827,000	1,483,000	1,483,000	0	0	656,000
	2 特別交付金	6,000	9,000	9,000	0	0	3,000
	3 地方税等減収補てん 臨時交付金	114,000	114,000	114,000	0	0	0
9 地方交付税		812,086,000	880,735,000	880,735,000	0	0	68,649,000
	1 地方交付税	812,086,000	880,735,000	880,735,000	0	0	68,649,000
10 分担金及び負担金		337,000	278,370	278,370	0	0	△58,630
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	336,000	278,370	278,370	0	0	△57,630
11 使用料及び手数料		45,669,000	47,842,198	46,895,498	0	946,700	1,226,498
	1 使用料	42,230,000	43,932,388	42,985,688	0	946,700	755,688
	2 手数料	3,439,000	3,909,810	3,909,810	0	0	470,810
12 国庫支出金		310,610,000	223,114,411	223,114,411	0	0	△87,495,589
	1 国庫負担金	8,601,000	7,397,838	7,397,838	0	0	△1,203,162
	2 国庫補助金	298,654,000	211,700,476	211,700,476	0	0	△86,953,524
	3 国庫委託金	3,355,000	4,016,097	4,016,097	0	0	661,097
13 県支出金		56,368,000	53,616,578	53,616,578	0	0	△2,751,422
	1 県負担金	11,859,000	12,963,570	12,963,570	0	0	1,104,570
	2 県補助金	13,304,000	11,581,742	11,581,742	0	0	△1,722,258
	3 県委託金	31,205,000	29,071,266	29,071,266	0	0	△2,133,734

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14 財産収入		10,531,000	10,278,548	10,278,548	0	0	△252,452
	1 財産運用収入	530,000	278,548	278,548	0	0	△251,452
	2 財産売却収入	10,001,000	10,000	10,000,000	0	0	△1,000
15 寄附金		1,502,000	1,643,880	1,643,880	0	0	141,880
	1 寄附金	1,502,000	1,643,880	1,643,880	0	0	141,880
16 繰入金		9,092,000	9,080,000	9,080,000	0	0	△12,000
	1 特別会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 基金繰入金	9,091,000	9,080,000	9,080,000	0	0	△11,000
17 繰越金		76,264,000	76,264,166	76,264,166	0	0	166
	1 繰越金	76,264,000	76,264,166	76,264,166	0	0	166
18 諸収入		9,479,000	14,407,513	14,407,513	0	0	4,928,513
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	0	0	0	0	△3,000
	2 預金利子	1,000	224,035	224,035	0	0	223,035
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑収入	9,474,000	14,183,478	14,183,478	0	0	4,709,478
19 村債		79,380,000	78,664,000	78,664,000	0	0	△716,000
	1 村債	79,380,000	78,664,000	78,664,000	0	0	△716,000
歳入合計		1,517,585,000	1,512,882,985	1,495,259,943	0	17,623,042	△22,325,057

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		33,487,000	33,113,548	0	373,452	373,452
	1 議会費	33,487,000	33,113,548	0	373,452	373,452
2 総務費		219,969,000	191,271,387	20,708,000	7,989,613	28,697,613
	1 総務管理費	185,722,000	159,635,065	20,708,000	5,378,935	26,086,935
	2 徴税費	20,454,000	20,258,870	0	195,130	195,130
	3 戸籍住民基本台帳費	7,094,000	6,897,541	0	196,459	196,459
	4 選挙費	4,920,000	3,016,270	0	1,903,730	1,903,730
	5 統計調査費	767,000	478,389	0	288,611	288,611
	6 監査委員費	1,012,000	985,252	0	26,748	26,748
3 民生費		134,881,000	105,954,074	11,400,000	17,526,926	28,926,926
	1 社会福祉費	123,228,000	95,689,452	10,182,000	17,356,548	27,538,548
	2 児童福祉費	11,651,000	10,264,622	1,218,000	168,378	1,386,378
	3 生活保護費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		182,638,000	163,616,987	15,056,000	3,965,013	19,021,013
	1 保健衛生費	111,727,000	96,057,268	12,656,000	3,013,732	15,669,732
	2 清掃費	70,911,000	67,559,719	2,400,000	951,281	3,351,281
5 労働費		2,237,000	2,100,300	0	136,700	136,700
	1 失業対策費	2,237,000	2,100,300	0	136,700	136,700

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
6 農林水産業費		62,909,000	59,821,069	0	3,087,931	3,087,931
	1 農業費	22,792,000	21,769,800	0	1,022,200	1,022,200
	2 林業費	17,721,000	16,098,145	0	1,622,855	1,622,855
	3 水産業費	22,396,000	21,953,124	0	442,876	442,876
7 商工費		19,672,000	19,176,784	0	495,216	495,216
	1 商工費	19,672,000	19,176,784	0	495,216	495,216
8 土木費		288,107,000	277,404,977	8,000,000	2,702,023	10,702,023
	1 土木管理費	10,272,000	10,129,097	0	142,903	142,903
	2 道路橋りょう費	203,182,000	194,502,233	8,000,000	679,767	8,679,767
	3 河川費	8,239,000	7,849,655	0	389,345	389,345
	4 港湾費	3,927,000	3,687,306	0	239,694	239,694
	5 下水道費	39,417,000	39,417,000	0	0	0
	6 住宅費	2,101,000	2,098,985	0	2,015	2,015
	7 空港費	20,969,000	19,720,701	0	1,248,299	1,248,299
9 消防費		6,547,000	5,644,891	0	902,109	902,109
	1 消防費	6,547,000	5,644,891	0	902,109	902,109

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
10	教育費	158,050,000	148,319,340	3,000,000	6,730,660	9,730,660
	1 教育総務費	63,101,000	57,484,208	3,000,000	2,616,792	5,616,792
	2 小学校費	33,234,000	31,944,952	0	1,289,048	1,289,048
	3 中学校費	13,086,000	12,367,121	0	718,879	718,879
	4 幼稚園費	23,278,000	22,984,426	0	293,574	293,574
	5 社会教育費	3,687,000	3,335,037	0	351,963	351,963
	6 保健体育費	21,664,000	20,203,596	0	1,460,404	1,460,404
11	災害復旧費	63,953,000	62,150,000	0	1,803,000	1,803,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	63,950,000	62,150,000	0	1,800,000	1,800,000
	3 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12	公債費	275,028,000	269,608,169	0	5,419,831	5,419,831
	1 公債費	275,028,000	269,608,169	0	5,419,831	5,419,831
13	諸支出金	69,607,000	42,600,000	27,000,000	7,000	27,007,000
	1 普通財産取得費	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 公営企業費	69,601,000	42,600,000	27,000,000	1,000	27,001,000
	3 基金費	2,000	0	0	2,000	2,000
14	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,517,585,000	1,380,781,526	85,164,000	51,639,474	136,803,474

認定第2号

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥161,147,613
 歳出決算額 ￥152,935,293
 歳入歳出差引額 ￥ 8,212,320

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度国民健康保険事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥161,147,613
2	歳 出 総 額	￥152,935,293
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥8,212,320
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥8,212,320
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		30,956,000	36,262,639	31,868,998	0	4,393,641	912,998
	1 国民健康保険税	30,956,000	36,262,639	31,868,998	0	4,393,641	912,998
2 分担金及び負担金		88,000	0	0	0	0	△88,000
	1 負担金	88,000	0	0	0	0	△88,000
3 使用料及び手数料		3,000	51,400	51,400	0	0	48,400
	1 使用料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 手数料	2,000	51,400	51,400	0	0	49,400
4 国庫支出金		61,154,000	57,426,777	57,426,777	0	0	△3,727,223
	1 国庫負担金	40,972,000	38,420,777	38,420,777	0	0	△2,551,223
	2 国庫補助金	20,182,000	19,006,000	19,006,000	0	0	△1,176,000
5 療養給付費交付金		1,789,000	3,572,000	3,572,000	0	0	1,783,000
	1 療養給付費交付金	1,789,000	3,572,000	3,572,000	0	0	1,783,000
6 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県支出金		13,373,000	12,380,574	12,380,574	0	0	△992,426
	1 県負担金	504,000	448,574	448,574	0	0	△55,426
	2 県補助金	12,869,000	11,932,000	11,932,000	0	0	△937,000
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		14,559,000	23,742,515	23,742,515	0	0	9,183,515
	1 共同事業交付金	14,559,000	23,742,515	23,742,515	0	0	9,183,515
10 繰入金		34,665,000	19,365,541	19,365,541	0	0	△15,299,459
	1 一般会計繰入金	34,664,000	19,365,541	19,365,541	0	0	△15,298,459
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		12,149,000	12,149,123	12,149,123	0	0	123
	1 繰越金	12,149,000	12,149,123	12,149,123	0	0	123
12 諸収入		11,000	590,685	590,685	0	0	579,685
	1 延滞金及び過料	3,000	515,200	515,200	0	0	512,200
	2 預金利子	2,000	38,485	38,485	0	0	36,485
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑収入	5,000	37,000	37,000	0	0	32,000
歳入合計		168,749,000	165,541,254	161,147,613	0	4,393,641	△7,601,387

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		10,459,000	8,561,435	0	1,897,565	1,897,565
	1 総務管理費	10,388,000	8,531,755	0	1,856,245	1,856,245
	2 徴税費	38,000	0	0	32,000	32,000
	3 運営協議会費	32,000	29,680	0	8,320	8,320
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費		94,468,000	81,950,208	0	12,517,792	12,517,792
	1 療養諸費	82,882,000	71,811,832	0	11,070,168	11,070,168
	2 高額療養費	10,084,000	8,708,376	0	1,375,624	1,375,624
	3 出産育児諸費	1,400,000	1,400,000	0	0	0
	4 葬祭諸費	100,000	30,000	0	70,000	70,000
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
3 後期高齢者支援金等		21,690,000	21,686,161	0	3,839	3,839
	1 後期高齢者支援金等	21,690,000	21,686,161	0	3,839	3,839
4 前期高齢者納付金等		182,000	176,258	0	5,742	5,742
	1 前期高齢者納付金等	182,000	176,258	0	5,742	5,742
5 老人保健拠出金		1,173,000	1,171,097	0	1,903	1,903
	1 老人保健拠出金	1,173,000	1,171,097	0	1,903	1,903
6 介護納付金		10,487,000	10,462,041	0	24,959	24,959
	1 介護納付金	10,487,000	10,462,041	0	24,959	24,959
7 共同事業拠出金		20,216,000	20,206,959	0	9,041	9,041
	1 共同事業拠出金	20,216,000	20,206,959	0	9,041	9,041
8 保健事業費		5,675,000	4,327,380	0	1,347,620	1,347,620
	1 特定健康診査等事業費	1,641,000	837,807	0	803,193	803,193
	2 保健事業費	4,034,000	34,89,573	0	544,427	544,427
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
11 諸支出金		4,395,000	4,393,754	0	1,246	1,246
	1 償還金及び還付加算金	4,395,000	4,393,754	0	1,246	1,246
12 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		168,749,000	152,935,293	0	15,813,707	15,813,707

認定第3号

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥30,637,216
 歳出決算額 ￥32,628,676
 歳入歳出差引額 ￥-1,991,460

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度老人保健事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥30,637,216
2	歳 出 総 額	￥32,628,676
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥-1,991,460
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-1,991,460
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額1,991,460円。このため翌年度繰上充用金1,991,460円で歳入不足を補填した

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		11,608,000	11,302,950	11,302,950	0	0	△305,050
	1 支払基金交付金	11,608,000	11,302,950	11,302,950	0	0	△305,050
2 国庫支出金		16,255,000	13,922,655	13,922,655	0	0	△2,332,345
	1 国庫負担金	16,255,000	13,922,655	13,922,655	0	0	△2,332,345
3 県支出金		3,557,000	3,478,246	3,478,246	0	0	△78,754
	1 県負担金	3,557,000	3,478,246	3,478,246	0	0	△78,754
4 繰入金		1,885,000	1,885,000	1,885,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	1,885,000	1,885,000	1,885,000	0	0	0
5 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		7,000	48,365	48,365	0	0	41,365
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 預金利子	1,000	12,819	12,819	0	0	11,819
	3 雑収入	4,000	35,546	35,546	0	0	31,546
歳入合計		33,313,000	30,637,216	30,637,216	0	0	△2,675,784

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 医療諸費		18,639,000	17,959,928	0	679,072	679,072
	1 医療諸費	18,639,000	17,959,928	0	679,072	679,072
2 諸支出金		23,000	19,182	0	3,818	3,818
	1 償還費	22,000	19,182	0	2,818	2,818
	2 諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		14,650,000	14,649,566	0	434	434
	1 前年度繰上充用金	14,650,000	14,649,566	0	434	434
歳出合計		33,313,000	32,628,676	0	684,324	684,324

認定第4号

平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥9,218,893
 歳出決算額 ￥9,114,599
 歳入歳出差引額 ￥104,294

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度後期高齢者医療事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥9,218,893
2	歳 出 総 額	￥9,114,599
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥104,294
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥104,294
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	6,001,000	4,839,866	4,387,366	0	452,500	△1,613,634
	1 後期高齢者医療保険料	6,001,000	4,839,866	4,387,366	0	452,500	△1,613,634
2	使用料及び手数料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 手数料	2,000	0	0	0	0	△2,000
3	寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
4	繰入金	5,291,000	4,830,473	4,830,473	0	0	△460,527
	1 一般会計繰入金	5,291,000	4,830,473	4,830,473	0	0	△460,527
5	繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6	諸収入	12,000	1,054	1,054	0	0	△10,946
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 償還金及び還付加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	3 預金利子	1,000	1,054	1,054	0	0	54
	4 貸付金元利収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
	5 雑入	5,000	0	0	0	0	△5,000
歳入合計		11,309,000	9,671,393	9,218,893	0	0	△2,090,107

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		1,026,000	919,760	0	106,240	106,240
	1 総務管理費	873,000	820,010	0	52,990	52,990
	2 徴収費	153,000	99,750	0	53,250	53,250
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		10,279,000	8,194,839	0	2,084,161	2,084,161
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	10,279,000	8,194,839	0	2,084,161	2,084,161
3 諸支出金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 償還金及び還付金	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		11,309,000	9,114,599	0	2,194,401	2,194,401

認定第5号

平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥642,731,678
 歳出決算額 ￥653,392,649
 歳入歳出差引額 ￥-10,660,971

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度航路事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥642,731,678
2	歳 出 総 額	￥653,392,649
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥-10,660,971
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-10,660,971
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額10,660,971円。このため翌年度繰上充用金10,660,971円で歳入不足を補填した

平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		686,040,000	647,070,161	642,731,678	0	4,338,483	△43,308,322
	1 運航収入	613,713,000	601,740,161	597,401,678	0	4,338,483	△16,311,322
	2 営業収益	2,724,000	2,730,000	2,730,000	0	0	6,000
	3 営業外収益	69,603,000	42,600,000	42,600,000	0	0	△27,003,000
2 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 村債		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 村債	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		686,045,000	647,070,161	642,731,678	0	4,338,483	△43,313,322

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		405,967,000	402,834,930	0	3,132,070	3,132,070
	1 旅客費	3,557,000	3,483,076	0	73,924	73,924
	2 自動車航送取扱費	220,000	218,952	0	1,048	1,048
	3 貨物費	578,000	550,534	0	27,466	27,466
	4 郵便取扱費	2,000	0	0	2,000	2,000
	5 燃料潤滑油費	190,868,000	188,595,270	0	2,272,730	2,272,730
	6 養缶水費	930,000	899,296	0	30,704	30,704

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用	7 港費	3,107,000	2,910,029	0	196,971	196,971
	8 雑費	1,226,000	1,190,088	0	35,912	35,912
	9 船費	205,479,000	204,987,685	0	491,315	491,315
2 営業費用		125,184,000	125,057,857	0	126,143	126,143
	1 保険料	2,316,000	2,313,647	0	2,353	2,353
	2 減価償却費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 船舶用船料	57,550,000	57,504,344	0	45,656	45,656
	4 航路附属施設費	2,721,000	2,717,445	0	3,555	3,555
	5 店費	62,596,000	62,522,421	0	73,579	73,579
3 財産費		27,004,000	0	27,000,000	4,000	27,004,000
	1 普通財産費	27,003,000	0	27,000,000	3,000	27,003,000
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		13,285,000	10,964,600	0	2,320,400	2,320,400
	1 営業外費用	13,285,000	10,964,600	0	2,320,400	2,320,400
5 公債費		77,140,000	77,139,461	0	539	539
	1 公債費	77,140,000	77,139,461	0	539	539
6 予備費		69,000	0	0	69,000	69,000
	1 予備費	69,000	0	0	69,000	69,000
7 前年度繰上充用金		37,396,000	37,395,801	0	199	199
	1 前年度繰上充用金	37,396,000	37,395,801	0	199	199
歳出合計		686,045,000	653,392,649	27,000,000	5,652,351	32,652,351

認定第6号

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥174,878,949
 歳出決算額 ￥190,542,189
 歳入歳出差引額 ￥-15,663,240

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度簡易水道事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥174,878,949
2	歳 出 総 額	￥190,542,189
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥-15,663,240
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-15,663,240
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金借入額	￥0

歳入歳出差引不足額15,663,240円。このため翌年度繰上充用金15,663,240円で歳入不足を補填した

平成20年度座間味村簡易水道特別事業会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		47,283,000	29,639,329	27,207,480	0	2,431,849	△20,075,520
	1 営業収入	47,283,000	29,639,329	27,207,480	0	2,431,849	△20,075,520
2 財産収入		1,000	12,268	12,268	0	0	11,268
	1 財産運用収入	1,000	12,268	12,268	0	0	11,268
3 繰入金		85,128,000	76,276,000	76,276,000	0	0	△8,852,000
	1 繰入金	85,128,000	76,276,000	76,276,000	0	0	△8,852,000
4 国庫支出金		29,202,000	29,200,000	29,200,000	0	0	△2,000
	1 国庫補助金	29,202,000	29,200,000	29,200,000	0	0	△2,000
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		2,000	183,201	183,201	0	0	181,201
	1 雑収入	2,000	183,201	183,201	0	0	181,201
7 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 村債		42,000,000	42,000,000	42,000,000	0	0	0
	1 村債	42,000,000	42,000,000	42,000,000	0	0	0
歳入合計		203,618,000	177,310,798	174,878,949	0	2,431,849	△28,739,051

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 簡易水道事業費		84,470,000	72,102,264	8,852,000	3,515,736	12,367,736
	1 営業費	84,470,000	72,102,264	8,852,000	3,515,736	12,367,736
2 公債費		87,825,000	87,227,819	0	597,181	597,181
	1 公債費	87,825,000	87,227,819	0	597,181	597,181
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		31,322,000	31,212,106	0	109,894	109,894
	1 前年度繰上充用金	31,322,000	31,212,106	0	109,894	109,894
歳出合計		203,618,000	190,542,189	8,852,000	4,223,811	13,075,811

認定第7号

平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥51,178,543
 歳出決算額 ￥50,625,010
 歳入歳出差引額 ￥ 553,533

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥51,178,543
2	歳 出 総 額	￥50,625,010
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥553,533
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥553,533
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		9,770,000	8,065,734	7,399,166	0	666,568	△2,370,834
	1 下水道収入	9,770,000	8,065,734	7,399,166	0	666,568	△2,370,834
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		39,417,000	39,417,000	39,417,000	0	0	0
	1 繰入金	39,417,000	39,417,000	39,417,000	0	0	0
5 繰越金		4,362,000	4,362,377	4,362,377	0	0	377
	1 繰越金	4,362,000	4,362,377	4,362,377	0	0	377
6 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		53,553,000	51,845,111	51,178,543	0	666,568	△2,374,457

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		13,054,000	10,830,836	0	2,223,164	2,223,164
	1 下水道事業費	13,054,000	10,830,836	0	2,223,164	2,223,164
2 公債費		40,498,000	39,794,174	0	703,826	703,826
	1 公債費	40,498,000	39,794,174	0	703,826	703,826
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		53,553,000	50,625,010	0	2,927,990	2,927,990

認定第8号

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥26,949,223
 歳出決算額 ¥26,617,682
 歳入歳出差引額 ¥ 331,541

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥26,949,223
2	歳 出 総 額	¥26,617,682
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥331,541
4	(1) 継続費逓次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥331,541
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	¥0

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		5,840,000	4,965,394	4,679,955	0	285,439	△1,160,045
	1 下水道料金	5,840,000	4,965,394	4,679,955	0	285,439	△1,160,045
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		19,005,000	19,005,000	19,005,000	0	0	0
	1 繰入金	19,005,000	19,005,000	19,005,000	0	0	0
6 繰越金		3,264,000	3,264,268	3,264,268	0	0	268
	1 繰越金	3,264,000	3,264,268	3,264,268	0	0	268
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		28,113,000	27,234,662	26,949,223	0	285,439	△1,163,777

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		15,128,000	13,766,073	0	1,361,927	1,361,927
	1 事業費	15,128,000	13,766,073	0	1,361,927	1,361,927
2 公債費		12,984,000	12,851,609	0	132,391	132,391
	1 公債費	12,984,000	12,851,609	0	132,391	132,391
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		28,113,000	26,617,682	0	1,495,318	1,495,318

認定第9号

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成21年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥5,297,386
 歳出決算額 ￥5,073,014
 歳入歳出差引額 ￥ 224,372

平成21年8月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成20年度農業集落排水事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥5,297,386
2	歳 出 総 額	￥5,073,014
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥224,372
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥224,372
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		480,000	532,014	535,668	0	△3,654	55,668
	1 下水道料金	480,000	532,014	535,668	0	△3,654	55,668
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		4,601,000	4,601,000	4,601,000	0	0	0
	1 繰入金	4,601,000	4,601,000	4,601,000	0	0	0
6 繰越金		160,000	160,718	160,718	0	0	718
	1 繰越金	160,000	160,718	160,718	0	0	718
7 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		5,246,000	5,293,732	5,297,386	0	△3,654	51,386

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 農業集落排水事業費		2,994,000	2,866,084	0	127,916	127,916
	1 農業集落排水事業費	2,994,000	2,866,084	0	127,916	127,916
2 公 債 費		2,251,000	2,206,930	0	44,070	44,070
	1 公 債 費	2,251,000	2,206,930	0	44,070	44,070
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		5,246,000	5,073,014	0	172,986	172,986

添付資料といたしまして、附属の資料と決算の概要を添付させていただいております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7．認定第1号 平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

平成20年度の一般会計の決算につきまして、決算書を見てみますと毎年よりちょっと引き締まったような感じがあります。それでちょっと収入のほうから見たいと思います。1ページでございますけれども、村税のほうで1,667万6,000円の未収金がありますが、今現在、どの程度、収入がありましてどの程度あるのか、お聞きしたいと思います。これが1点でございます。収入のもう1点でございますが、次は6ページです。住宅の94万6,700円のこれの大きな未収金がありますが、この2つの説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑にお答えいたします。まず村税の1,667万6,000円の内訳と申しますが、一番大きいものを申し上げますと、固定資産税における家屋の滞納が非常に大きいということで、家屋の繰越分だけで800万円余りあります。これが大きな半分を占めている状況になっているんですけども、今年度に入りまして滞納分の徴収率があまり上がっておりませんので、現在、まだ33万円余りしか滞納分を徴収しておりません。村営住宅についてなんです、村営住宅に90万円余りの滞納分がございますが、7月現在まで18万6,800円を入れていただいております。先ほどの一般質問の中でもあったんですけども、どうしてもかなり金額が大きいものですから、1回で払いきれないということで、今誓約書を取りまして、分割で納付をしていただいているところです。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

やはり本村におきましては、自己財源の確保というのが非常に大きな課題でございます。交付税とそういったものは決まってくるんですけども、これが入ってこないとどうしてもあらゆるバランスがとれないんですね。特に今、簡易水道、国保、それから特会が幾つかあるんですけども、いつも一般のほうから繰り出しが非常に多いわけなんです。だから、こういったものは非常にまたこれは金を取るというのは非常に人間としては非常に難しいわけなんですけれども、執行部の皆さん苦勞あると思うんですけども、与えられた仕事ですのでこれにつきましてはやはり分割でもいいですから、ちょっとぐらいでもまだ取るようにして、なるべくはもうこういった未納が残らないように頑張ってもらいたいなとこのように思います。これは収入の面で大体これで終わります。次は歳出のほうからいきたいと思います。

歳出の2ページでございますけれども、使用料及び賃借料の254万8,000円の不用額は出ているんですが、歳出の2ページ、総務課一般管理費のほうです。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑の総務の一般管理費の使用料及び賃借料の254万8,000円余りの不用額出ているんですが、これは電子機器等の実はリース料が二重に計上されてしまっておりまして、その分の不用額が出てしまっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これはとにかく254万円というのは非常に大きな不用額となるわけですので、こういったものをなるべく出ないように補正等で落としまして、やはり金がないところに回すとか、そのようにやってもらいたいと思います。

それから9ページでございますけれども、選挙費でございます。選挙費の海区のものと漁業センサスのものですが、予算計上はやられているんですが、一銭も使わないでみんな合わせましたら137万円もそのまま不用額ではないですね。これは何も消化されていないんですよ。だから何でそれだけ選挙がなくてこうなった。わかっていってそのまま残したのか、これがちょっとおかしいなと思っているんですが、そこをちょっと説明してもらいたい。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの選挙の経費についてですが、これは今お話がありましたとおり無投票になったということで若干の旅費等の支出だけになっております。ただ、補正等での減額はやっておりません。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。だからこういったのはやはり選挙係とか、そういった係というのはちゃんと自分の予算的なものはしっかりしてもらわないとちょっと困るわけですね。答弁はやらなくてもよろしいですけれども、だから同じようなものが20ページの予防費の中でも18万円何も使っていない。それが環境衛生のほうでも使用料及び賃借料が17万9,000円そのまま残っているんですね。それから商工費、それから商工振興のほうでも15万円とか、一銭も使わないでそのままゼロなんですよ。だから何でこのように残っているかなど。非常に不思議でたまらないわけですよ。だからそれというのは本当に何をやっているのかなと思うぐらい不思議ではある。今の世の中、ボタンを押せば予算書が出てくるものですから、幾ら自分がつくって幾ら残っているというのは。だからこういったものには非常に気をつけて、今後、あらゆる予算等の見方もお願いしたいと思います。

最後でございますが、学校給食のほうの需用費の何で96万5,000円も不用額になっているのか、説明お願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

ただいまの質問にお答えします。島の食材を活用しました。また台風等により給食が中止したため不用額が出ました。それと児童生徒の減にもよります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この学校給食費の中で約100万円も残るとするのは給食は生徒にはやっていないのではないかなとそのぐらい不思議でたまらないんですよ。この生徒のほうから、皆さんが取っている給食費も学校休職はやっているんですが、しかもこんなに需用費が約100万円も余るとするのは、果たして給食をやっているのかなと思うぐらい。今言ったように本当に不思議でたまらないわけです。こういったものはやはり予算の決算前におきましては3月いっぱい締めめのときに、やはり5月いっぱいの整理期間もありますが、でも3月31日、もう一度見直してやらないと困るわけじゃないんですよ。その点、注意してください。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

総務課長、5ページをお開きください。決算の概要については地方税からその他、依存財源までほとんどがマイナスになっておりますよね。ところが唯一の地方交付税10.7%ということがありますよね。これは8億8,073万5,000円となっておりますけれども、これは今言われております特別交付税についてのありますよね。いわゆる頑張る地方の応援プランということで、そういうものがありますよね、よく聞いておりますけれども、それによるものだと思いますけれども、そうするとこれは今後、見直しについてはどうですか。

そして、もう一つ、普通交付税と特別交付税の区別ですね。今、これは特別交付税において、ふえたことでありまして10.7%になっておりますけれども、これは両方のものを教えてください。普通と特会とね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

地方交付税の8億8,000円余りの内訳を御説明いたします。普通交付税が6億5,574万9,000円。特別交付税が2億2,498万6,000円ということで、実は特別交付税、予算計上は1億5,000万円ちょっとだったんですか、2億2,200万円ということで、うれしいというかちょっと予想以上に増額になっております。特交に関してはいつも県の市町村課のほうからは過大見積もりをしないようにということでずっとと言われておりますので、かなり軽く見積もっておったんですけれども、今回、非常に優遇をしていただいたのかなというふうに思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

来年の予想としては、まだどうなるかわからないわけですね。頑張る地方の何とかというあれでやりましたが、先ほど同僚議員が言ったとおり、せつかく雇用の関係もあるのに出さなかったということはお金がいらぬということになるんじゃないですか。そういうことで、ぜひ今、頑張ってください。

それから財産収入ですが、諸収入とありますよね。22ページです。その雑入、5目雑入ですよ。収入が1,418万3,478円入っているんですけれども、これは会計課長、私はあなたに事前にお問い合わせしたんですけれども、これについてどうなっているんですか、説明してください。いいですよ、会計課長に説明していますから。雑入、これは個人のもんです。

その雑入に入っていますかということですよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優会計課長。

○ 会計課長（宮平 優）

はい、雑入に含まれております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それはわかりました。幾ら入っておりますか、決算で。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優会計課長。

○ 会計課長（宮平 優）

決算で3万円ほど入っています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは。1年の決算で。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優会計課長。

○ 会計課長（宮平 優）

はい。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

後で、大変申しわけございませんけれども、これの支払い状況、多分、前課長からあなたは引き継いだと思いますので、あれはうやむやにしておくと、あとは時効になりますよ、いいですか。これは監査委員もわかっているはずだけれども。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優会計課長。

○ 会計課長（宮平 優）

横取りしたつもりはない。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

横取りしないですけれども、そういうことでうやむやにしたら大変ですよ。これになりますよ、いいですか。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

歳出の面で、22ページ、清掃費の95万1,000円が不用額と上がっていますが、その説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

清掃費の95万1,281円の不用額についてお答えいたします。項の積み上げて95万1,000円ありますけれども、各節ごとに積み上げるとこれぐらいの金額になるんですが、大きいものは需用費の23万3,000円、あとは10万円前後ぐらいという金額で、節の数が多いものですから、これを全部説明するのはちょっと想定していなかったものですから、ただ、需用費については不要なものは買わないということとして、23万円。できるだけ節約をするということで消耗品等23万3,000円の残が出ています。あとの10万円とか、10万円前後の金で十何件かを積み上げますと100万円近くになりますが、ちょっと10万円程度で不用額のチェックというのはちょっとそこまではやっておりませんでした。ちょっと額的にちょっと少ないというとらえ方をして申しわけございません。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

合計ではそのような金額になっていますよね。特に清掃費なんですけど、これは村内では非常に雇用面においても仕事がない方なんかもありますので、1日に5,000円ぐらいの賃金でもあげて全部これはもうゼロになるようなことで、今後注意して人夫を使ってもらいたいと思います。以上です。

住民課長、不用額の1,500万円ありますよね、社会福祉費の中に繰出金とされているんだが、不用額となっているんですが、どういう意味…。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。この繰出金の不用額は国民健康の特別会計の繰出金ですので、今回は1,936万5,501円の支出にとどまっているということで不用額が生じております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

はい、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは教育委員会にちょっとお聞きしますけれども、附属資料の中で嬭恋村の事業と管理指定の事業がありますけれども、これの人数とどういう人たちが行っているのか。例えば学年とか、ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

人材育成事業ということで、毎年、村内中学2年生が群馬県嬭恋村で交流事業を行いますけれども、人数は12名ですね。3校、中学2年全体で12名。それから海外のホームステイ事業なんですけど、これが各学校から平成20年については1名ずつで計3名行っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ちょっと嬭恋村に何泊ぐらいやるのか。カナダは期間はどのぐらいなのか、ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

嬭恋村については毎年4泊5日ですね。ホームステイについては約1カ月ということです。ホームステイについては特に例年カナダのバンクーバーのほうにずっと行っております。今年も事業を終えたところです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それぞれどのぐらい費用がかかっているのか。親の持ち出しが大体どのぐらいで何パーセントぐらいになるのか。どれぐらいかかっているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

まず、嬭恋については対米の補助事業で、村からの持ち出しでやりますので、個人負担はありません。ホームステイについても対米事業で個人の負担は20%負担になります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成20年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第8. 認定第2号 平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

住民課長、歳入の1ページ、国民健康保険税、これは一般被保険者と退職被保険者がいますけれども、数を教えてください。1の被保険者の数ですね。それから退職被保険者の数ですね。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

しばらく休憩させてもらってよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまのところ、被保険者数、一般は549名、退職者数は5名になっております。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

歳出の8ページから9ページにまたがりますね。歳出のこちらのほうに特定健康診査の事業費の中の賃金、報償費、旅費、需用費が何も使われていないんですけれども、どうしてですかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城勝英議員の質疑にお答えさせていただきます。賃金7万2,000円組んでおりますが、予算削減のため、職員で対応いたしまして賃金が発生いたしませんでした。あとは旅費等は委託料の中に含まれておりまして、今回、旅費は発生しておりません。ドクターの報償費なんですが、これも一括で総合保健協会と委託料としてお支払いいたしましたので発生いたしませんでした。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましても、一般予算でも言ったんですけれども、こういった決算で何も使わないでゼロが残るというのを何か非常に残念ですよ。こういったのは今後注意してもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第9. 認定第3号 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

マイナス199万1,460円ということですが、どういうことですか説明してください。

○ 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長(宮平真由美)

御承知のとおり老人保健の事業の特別会計は昨年度でほとんどの事業が終わっております。後期高齢者の創設に伴い、老人保健事業が終わっているんですけれども、補助金のほうが思ったより入らなくてその分、不足という形になっております。いつものとおりでしたら補助金の精算がまた翌年度にあるんですが、今回、限りということで補助金の精算はございませんでした。その分、見込んでおりました補助金の収入がなくなりまして、今回赤字ということになってしまいました。

○ 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

はい、わかりました。

○ 議長(宮平秀保)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第10. 認定第4号 平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

今、村内で後期高齢者は何名いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいま把握している数字は180名です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。それからひとつ勉強させてもらいますが、この間、医療費の請求が来たんですよね。それがあまり内容がわからないものですから、それで督促状が最初に来たんですよね。これはいつごろから納付の日はいつだったのかわからなくて、私は役場に電話してみたんですが、これは4月からでした。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えする前に、金城英雄議員は今、お幾つでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

私は払っています。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

75歳以上。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

75歳で払っています。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

それでしたら仮賦課という形ですので、もう既に4月から年金から引き落とされていると思います。さらに一部の方は普通徴収という形なんですけど、4月からのほうで引き落としか、普通徴収のほうで請求書のほうは来ていると思いますが。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成20年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第11. 認定第5号 平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

歳出のほうの2ページ、5番の燃料潤滑油費、不用額が227万2,000円あるんですが、これは燃料が値下がりしたからなのかな。最高のときの単価を教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。まず不用額の件で227万2,000円、これは補正増でそのときはやって、その後、燃料が若干低くなったからという原因で227万2,000円の不用額が出ています。当初、7月31日で126円。これが一番高い数字。単価、リッター当たりですね。今現在はこれの約半分ぐらいで67円です。あのころはもう126円で。主に概算ですけれども、赤字の原因はその燃料です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あとはもう一つ、不用額がかなり大きいのがあります。営業外費用というのが232万円も不用額が出ているんですけれども、これをちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

これは消費税北那覇税務署への支払分、これは概算で多分見積もりしてあったと思います。赤字等が発生して、そういう負担が少なく、税金等の支払いが少なくなっております。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

1, 066万971円というマイナスになっておりますけれども、この主な要因を説明してください。主な要因でよろしいです。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

お答えしています、主な要因は燃料です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

燃料ですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

はい。これは当初、平成19年度は燃料が1億800万円の燃料使用なんです。平成20年度は1億8,800万円、約8,000万円以上になっている。燃料高騰で、これが主な原因となります。歳入あたりは旅客あたりは平成19年度よりは台風がなかったもので、大体約1億円ぐらいは、これは内航路もいろいろ含めて約1億円の平成19年度よりは伸びてはおります。主な原因はもう燃料の…。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

ついでに燃料の主な調達ですね、その状況、何業者にどうなっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

燃料は今2業者からです。村内の業者からです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

その件については2業者、同僚議員からも過去にいろいろの入札とかありましたけれども、こういう話を持ちかけているように漁協の組合長から聞いたことがありますけれども、漁協組合長から詳しい話を聞いたことはありますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康船舶課長。

○ 船舶課長（野崎 康）

組合長からいろいろお話がありました。聞いております。今、若干、平等には扱っていない感じがあるものですから、それを新年度から改めてやろうかなと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これ以上、今後はもうある程度、落ち着いていると思うんだけど、この改善は大きなウエートを占めていますよね。燃料の高騰によって1,000万円も上がるわけですから、地元の業者も大事だけれども一応もう少し、広い意味で考えて、改善を検討してください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1点ほど、船舶にちょっと褒めたいものがございますので、ちょっと皆さんに歳出の18ページ、公債費でございますが、これにつきまして公債費の元金、利子、いろいろ不用額が539円、これが残っているんですね。今、ためしてみたら一般が541万9,831円残っているわけですよ。この船舶というのは頭がいいが行っているなど私は思っているんですね。ただの539円しか残らないですよ、これ。やはり立派にやればできると思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成20年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第12. 認定第6号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

簡水について質疑いたします。これも相変わらず1,566万3,220円というマイナスがついておりますけれども、多岐にわたってあると思いますけれども、主な要因を課長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

●
○ ● 課長 (●)

簡易水道事業の赤字の主な要因について説明をいたします。歳入において、給水収益、このほうの予算と調定額、これの差がかなりあったということで、これは年間の給水量、それにおいてやるんですけども、現実にはちょっと制限給水等の影響もあったかと思えますけれども、給水量が思うように伸びなかったということと、それと調定した額に対しての今度、収納率の問題があります。収納率は先ほど一般質問の中でも説明をしたとおり、現年度分につきましては90%台を確保したんですが、残りの10%についても250万円ぐらいの未収額が生じます。それと滞納分につきましては、1,800万円の滞納の中で約430万円ぐらいを徴収はしましたが、未納額が約1,400万円ぐらいあったということで滞納分が思うように取れなかったということで給水収益の収入済みが予定よりかなり落ちたということで、これが赤字の主要な原因になっております。今後は訪問等で足で直接、訪問をして徴収率を高めたいと。ひいては赤字を改善したいというふうに考えています。

○ 議長 (宮平秀保)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第13. 認定第7号 平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成20年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第14. 認定第8号 平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第15. 認定第9号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第9号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定されました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

散 会（午後4時35分）